

平成29年9月定例会  
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年9月11日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 議 日 時	平成29年9月11日(金) 午前 8時57分
閉 会 日 時	平成29年9月11日(金) 午後 5時04分
委 員 長	坂 本 国 広
委員会出席委員	
委 員 長	坂 本 国 広
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也      秋 谷      修      橋 本      稔 細 川 英 俊
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 4 4 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 4 7 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 9 号	平成 2 9 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 5 1 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 5 3 号	平成 2 8 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	認 定
第 5 5 号	平成 2 8 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第 5 6 号	平成 2 8 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第 5 8 号	平成 2 8 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第 5 9 号	平成 2 8 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

（都市整備部）

都市整備部長	田 島 史
都市整備部副部長	島 田 友 光
都市整備部副部長	高 橋 英 樹
都市整備部参事兼都市計画課長	白 井 邦 昌
都市計画課副参事	島 村 信 行
都市整備部参事兼建築課長	大 塚 泰 史
市街地整備課長	清 水 千 之
市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長	中 越 好 康

(建設部)

建設部長

小谷野 幹 也

建設部副部長

村 田 弘 一

道路課長

原 口 正

工事課長

中 根 治 人

工事課副参事

関 口 敬 一

下水道課長

矢 部 正 樹

水道課長

三 村 正

吹上支所長

吉 田 憲 司

川里支所長

武 藤 幸 二

書 記 小野田 直 人

書 記 中 島 達 也

(開議 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

(道路課長) おはようございます。8日の委員会のときに秋谷委員より補正予算の質疑の中で鴻巣市で管理している橋の数について質疑があり、橋の数について訂正がありますので、お願いいたします。

まず、吹上地域の橋の数について、市で管理している橋、県で管理している橋、国で管理している橋についてということで、市で管理している橋を「10カ所」とお答えいたしました。市で管理している橋については「11カ所」に訂正をお願いいたします。

また、鴻巣地域の橋の数についてですが、市で管理している橋を「8カ所」、県で管理している橋を「4カ所」、国で管理している橋を「1カ所」とお答えいたしました。市で管理している橋を「10カ所」、県で管理している橋を「5カ所」、国で管理している橋を「2カ所」に訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続きまして、議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) これ何ページのどこと言ったほうがいいですね。

(委員長) そうです。ちょっとページを言ってください。

(細川) ページメモっていなかった。

(委員長) 内容は何か。

(細川) 済みません。エルミの都市開発資金貸付金の元金収入というもので… …

(委員長) 39 ページですね。

(細川) これが 3,700 万収入として上がっているのですけれども、昨年残が 1 億 3,800 万と 4 億円、2 本ありますというお話をいただいていたかと思うのですが、この 3,700 万、昨年と変わっていないのですけれども、基本的にはもうこのまま貸し付け分が戻ってくるという認識でよろしいのですか。一番最後どこで最終設定をしていたか、再度お伺いできたらと思います。

(市街地整備課長) この償還金の額なのですけれども、現在は毎年同じように 3,700 万ということで、償還金につきましては 1 件が 19 年に貸し付けた 1 億 8,000 万と 23 年度に貸し付けました 5 億、償還の始まりが若干ずれていまして、5 億のほうは平成 24 年 9 月から始まりまして、平成 44 年 3 月までの計 40 回となっております。もう一件の 1 億 8,000 万のほうは、初回が平成 25 年の 3 月から始まりまして、30 回で、平成 39 年 9 月までの償還となっておりますので、現在は年間それぞれ 2 回ずつの償還となっていまして、年間でトータル 3,700 万の償還がずっと続くというような形になると思います。

以上です。

(細川) 次に、東口の駐車場の件なのですが、これ歳入歳出でちょっと分かれているのですけれども、歳入のほうで 1 億 3,594 万 7,060 円ということで、歳出のほうで 9,629 万 934 円ということで… …

(委員長) 歳出は何ページになりますか、執行部。

(225 の声あり)

(委員長) 225 でいいですか。

続けてください。

(細川) よろしいですか。それで、こちらのほう、歳入歳出で試算するとインのほうが多いというふうに見えてくるのですけれども、駐車場の維持管理、運営、全て含めて、このほかにかかっている費用というのは全くないのかどうか。目に見えないお金がほかに支出として出ているか

どうかの確認をしたいのですが。

(市街地整備課長) 東口駐車場の支出ということ、225 ページの管理運営事業、トータル、こちらが全てでございます、支出としましては。以上です。

(細川) そうすると、設備だとか何か手直し、補修が入った場合というものに関しても、全てこの中で賄われているというふうに考えてよろしいですか。

(市街地整備課長) はい、そのとおりでございます。

(細川) 今回 29 年度でカメラのリースアップだとか変更とか補正で出ていますよね。そういったものというのは、これまでも今後はこちらの支出のほうに全部計上されて、一括で見えるような状態として認識してよろしいでしょうか。

(市街地整備課長) 今年度補正の分がこの中の 14 節のシステム借り上げ料のところに来年度決算で上がってくる予定となりますので、全てこの中に入るということでございます。

以上です。

(細川) 次に、バスの運営事業なのですが、これが、ちょっと前後してしまって申しわけありません。87 ページ、コミュニティーバスの運営事業ということで、これ補助金が今年度 9,987 万ということで、昨年から見ると約 100 万弱ぐらいたっぷりふえているのです。こちらのほうが、以前お伺いしたときには、補助金があって、運賃収入の分は減額して支払いするという形です。ということは、増額になるということは、運賃収入が減っているというふうな認識をしていいのか、まず確認をさせていただきます。

(道路課長) そのとおりです。

(細川) それで、毎年ちょっと確認しているのですが、この補助金の内訳、ロイヤル交通と朝日バスさんがあるかと思うのですが、各社の補助額、補助金の額をお答えください。

(道路課長) まず、朝日自動車、こちらのほうが 6,919 万 1,532 円です。続きまして、ロイヤル交通、こちらについては 3,068 万 6,296 円になり

ます。

以上です。

（細川）利用客となるとなかなか増減するものでもないというふうにも認識はするのですけれども、各社営業努力ってされているのですか。やっぱり受けているから、市のコミュニティーバスだからというところで一線引いて、補助金も入る、運賃収入が落ちても補助金でカバーができるという認識があれば、当然どこの会社も営業努力ってしないと思うのです。入ってくるものに関して、頑張っても頑張らなくても変わらないとなった場合に、どこの会社も頑張らないと思うのです。そういう面で考えたときに、今執行部側で各社さんを見られて、営業努力をされて、より市に、行政に、市民に貢献しようとしているかどうかというところで見解をお伺いできたらと思います。

（道路課長）今委員がおっしゃられたとおり、今朝日自動車とロイヤル交通、両方が受けているわけなのですけれども、日々住民の方からの要望とか苦情等、うちのほうで受けてはいるのですけれども、細川委員がおっしゃるとおり、朝日自動車のほうの苦情が結構今多い状態で、それという苦情というのが乗車する方に対しての運転手の言葉遣いやら行動、その辺にちょっと、多少言葉遣いが荒いとか、そういうことでうちのほうでも指導はしているのですけれども、それに比べてロイヤル交通側については、こちらについてはやっぱり運転手の態度とか、その辺が褒められるということまではいかないのですけれども、苦情は少ないというのが現実です。ですから、営業努力ということではないかもしれないのですけれども、その辺の運転手に対する改善とか、その辺についてはやっぱり各社これから、市のほうで指導もあれなのですけれども、会社側としてもその辺を考えていかないと、これからまた運行の見直しということに対して、市のほうもやはり同じような形でこの2社を選ぶということもちょっと考えざるを得ないよということは一応話はしております。以上です。

（細川）こうしたものって行政側から指導されてやるものでは全くないと思って、民間会社としてサービス業としてそこを捉えているのであれ

ば当たり前のことだと思えますので、やっぱりそういった中でもさらに利用客をふやすための施策だとか各社でやっぱり持ってもらわないと、毎年同じだけの費用をぼんぼん、ぼんぼんと投入せざるを得ないと。これって結局のところ市民の負担にもなってくるわけですから、今の地域公共交通会議でも見直しをとということで常任委員会としても出させてもらいましたけれども、いい悪いではなくて、今既存でもう運行されているのであれば、やっぱりそういったところの見直しというのも改めてしていただければと思います。

次に、大間の近隣公園なのですが、こちらが……

(231の声あり)

(委員長) 231。

(細川) 231、ありがとうございます。済みません、ちょっと飛んでしまって。昨年今後の予定だとか進捗のほうを確認をさせていただきましたけれども、昨年の決算の段階でのご回答として、現在自然転圧をかけていますよと。31年から32年にパブリックコメントを募集して、33、34、この2年かけて公園整備、35年を供用開始として目指していますというご回答があったのですが、このあたり何か変更があるかないか、また進捗ぐあいのほう、こちらにも変更がないのか、ご確認をしたいと思います。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 高規格堤防の整備事業につきましては、今年度は盛り土工事等に伴う環境の調査を行いまして、物件補償の調査をさせていただく業務を行います。計画といたしましては、現段階では変更はございません。今のところそういう考えで進めさせていただく考えであります。

(細川) わかりました。

では次に、バスのほうにちょっとまた戻りたいのですが、これは川里工業団地の収入なので、インのほうです。済みません、行ったり来たりしてしまって。

(委員長) 執行部、何ページかわかりますか、川里団地の補助金。何ページ。

(37の声あり)



(委員長) 済みません。37 だそうです。お願いします。

(細川) ありがとうございます。37 ページのコミュニティーバス運行寄附金、川里工業団地分なのですが、これが 339 万円の歳入として計上されているのですが、昨年の 27 年度、これ 350 万円で計上されていたのです。寄附金という名目ですから、相手の気持ちという認識があるのですが、あくまでもこれ工業団地の方の通勤の足として確保している部分も多分にあるということから、こうした形での収入になっているかと思うのですが、ここの額というのは年々変わっていくものなのですか。何か先方との話し合いだとか、そうした内容があればお答えいただければと思います。

(道路課長) こちらのほうの川里工業団地工業会からの寄附金なのですが、今現在 1 社当たり 5,000 円、均等割なのですが、1 社当たり 5,000 円。利用者割ということで、1 人当たり 4,000 円ということで、こちらについては 2 月までですか、2 月まで 17 社で、対象者として 51 人。3 月になって 2 社ふえて 19 社ということで、均等割ということで 1 社当たり 5,000 円、また利用者数について 1 人当たり 4,000 円ということで決めておりますので、その人数が若干変わると収入というか、寄附金のほうが若干上下するというのが今現在の基本となっております。また、来年度の予算からまたこれ覚書について、寄附金というのはちょっとおかしいだろうということで若干工業会と話をし、この辺をちょっと変えようと思って今動いているところでございます。

以上です。

(細川) わかりました。

こちらのほうが 17 社、プラス 2 社ふえてということですよ。今 51 人ですか。51 人。なかなかちょっとこの 50 人という方々が多いか少ないかというところで、非常に感覚的なお話になってしまうと思うのですが、これはやっぱり工業会との話の中で、この 50 人の方のためにやっぱりこの路線というのは継続的に必要なものなのかどうなのか。また、そのほかのところに関して、この工業団地から少し離れたところであれば、なかなか使いづらかったりという声とか、地域的にこの工業団地だけでは

なくて、川里地域として工場だとか外から人を来てもらっている企業さんのご意見とかというのは何かあたりとかするのでしょうか。

（道路課長）工業会というか、通勤されている方が51人ということで、その数については多い、少ないはちょっとこちらのほうでも言えないのですが、地域的に工業団地の一部というか、バス停、工業団地に乗り入れるようになったのもまた川里時代から始まっていることで、ここで急にその辺のルートを変えるというのはちょっと難しいかなということもあります。また、工業団地だけでなく、ほかの地域についてもバスの運行時間をもう少し通学のために早めてくれとか、そういった意見も出ているのは事実でございます。その辺も踏まえて、今回の地域公共交通会議、見直しの中にその辺も含めた形でちょっと検討していきたいという考えは市のほうでも持っております。

以上です。

（細川）川里の路線のほう、ちょっと僕今数字が手元になくて、きちんとした数字が言えないのですが、年間の市内のコミュニティーバスの利用者の中で約半数ぐらいは川里ルートだったかと思うのです。工業団地の利用者が非常に多いのかなと思ったら、そんなこともないのかなと思うのです。この50人の方が毎日使ったとしても、恐らく年間で200日から250日程度の通勤になってくるかと思うのです。行って帰ってきて1回、1回とカウントして2回。ですので、1日約100人が利用したとして200日から250日といっても2万とか3万ぐらいの数字になるとは思うのです。そうすると、その10倍ぐらいの方が恐らくこの路線使われていたのかなと。ちょっと記憶うろ覚えで申しわけないのですが、だと思っております。とすると、地元の方が非常に多く使われているというような認識になってしまうのですが、そのあたりっていかがなんでしょうか。

（道路課長）川里地域を走っているコミュニティーバスについて、工業団地以外でも通勤とか通学、民間バスが川里地域を走るというのがなかなか関係で、通勤される方とか通学に利用される方の朝夕の利用が結構ふえているというか、利用が多いのは事実です。

以上です。

(細川) わかりました。

では、質問を変えます。217 ページの、ここからページに沿って、済みません、進めさせていただきます。217 ページ、一番上段なのですが、14 節の電算機器システム借り上げ料、パソコンのリースが 20 台分ということで 178 万 4,592 円計上されているのですけれども、ここの数字が昨年の 27 年度の決算から比べると約 1.5 倍程度になっているのです。大きくこのところが比率的に変わっているなというふうな認識があるのですが、これについて何か契約形態が変わったのか、台数がふえたのか、何かほかに要因があるのであればお答えいただければと思います。

(工事課長) 台数のほうは変わっていないのですけれども、契約の体系が変わったものです。

以上です。

(委員長) 工事課長、もう少し詳しくちょっと答弁いただかないと細川委員が納得しない。

(工事課長) 続きます。契約は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 1 日までに契約が、前年度のやつが切れまして、今回新しく変わったということで、債務負担行為による 5 年間長期継続契約に変わりました。以上です。

(細川) 長期の契約になってくると金額が高くなってくるのですか。そこがちょっと、契約形態が変わったからといっていきなり 1.5 倍の金額になるというのがちょっと納得のいかないところではあるのです。27 年の決算額でこの借り上げ料が 112 万 9,080 円なのです。そこからすると 1.5 倍以上に金額ってなって、長期で結んで高くなるのだったら長期やめればいいのかではないのですかと言わざるを得ないのですが、これってもう全体影響するお話になってくるかと思しますので、金額的に 100 万とかという額ですけれども、ちょっとそのあたりをきちんとお答えいただければありがたいなと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 19 分)

---

◇

(開議 午前10時19分)

(委員長) 会議を再開いたします。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時20分)

---

◇

(開議 午前10時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(工事課長) 先ほどのシステム借り上げ料の1.5倍になった件なのですが、これについては内容が変わったことによってパソコン等のスペックも上がることになりました。それと、これはプロポーザルで行っておりまして、その中で20台従来使っていたパソコンをかえるのと、それプラスサーバーを新しく追加するという内容になっております。それと、メモリーのほうも2ギガから4ギガのものにかえるですとか、国内産の保守パックを5年間つけることだとか、そういった条件をつけたもので金額が上がりました。

以上です。

(細川) そうすると、これまでの使っていたパソコンの中身がグレードが上がったというのと、あとはサーバーなんかの附属で今までなかったものを追加したのためにこの金額になったと解釈してよろしいですか。

(工事課長) そうでございます。

(細川) わかりました。

では、次に229ページ、下から3段目になるのですが、ふるさと総合緑道愛里巢の管理運営事業の指定管理料ということで206万9,000円支出しているのですが、こちら愛里巢のほうで指定管理つけているのですが、何をしてもらおうのでしょうか。あそこに建屋が1つあって、その中で集会所というか、そうした会議室みたいなものと、あとトイレ、休憩所というところがあるのは理解はしているのですが、その中で実際に指定管理者のほうでどういった内容で運営されているのか、そ

このところをお伺いしたいと思います。

（都市整備部参事兼都市計画課長）愛里巢の維持管理につきましては、施錠を含めまして清掃等、今現在ございます第2体育館と、あわせてシンコースポーツ（株）と（株）サンワックスの共同体の事業者に管理をお願いしているところでございます。

（細川）そうしますと、第2体育館のほうでそちらの指定管理者のほうへの支出というのは当然あると考えているのですけれども、ちょっとこれ委員会をまたいでお話になってしまうのですけれども、今回愛里巢の指定管理という部分で、実際に第2体育館の指定管理料を支払ってそちらの管理をしてもらっていますよと。あわせて清掃だとか施錠だとかという部分でやっていただいていますというご説明なののですけれども、これでは実際に体育館のほうでどれだけの支払いがかかっているのですかというのが1点。

それから、施錠と掃除で年間200万超えているということは1カ月で考えて17万程度の費用になってくるのです。隣に常駐している方にここの鍵を締めてくださいというものに対して物すごい費用かなと思うのですが、どの程度の清掃だとか整備だとかがされているのかなというのがちょっと疑問なのですが、お答えいただければと思います。

（都市整備部参事兼都市計画課長）こちらにつきましては、第2体育館の維持管理にあわせまして、時間は、夜間の会議も行われるケースもございますので、夜間にまで至りますので、こういった形で200万の維持管理委託料という状況でございます。委員おっしゃるとおり会議室の使用料といたしましては、今回2万2,800円の利用料、使用料でございますが、やはり使用人数が約1,600人の方々にご利用いただいている会議室もございますので、こういった形で維持管理をさせていただいております。

以上です。

（細川）この会議室の利用の状況だとか、その収入と支出のバランス、このところを追及してしまうと、当然費用対効果として2万円、3万円の収入に対して高額な支出が出ていくとなった場合には、これはもう

民間であれば完全に打ちきりだと思うのです。ただし、行政がやるものに関して、それは行政サービスの一環として見るのであれば、入ってくるもの、出てくるものというバランスに関しては度外視する部分も当然出てくると思うのです。ですので、そのところが追及する部分ではないのです。今回第2体育館のほうとあわせてということであれば、ではどちらがメインになっているのですかと。なったら、恐らく体育館がメインになっているのかなと思ってはいるのです。そのときに、言い方はちょっと悪いのですが、ではついでにこっちもというような感覚になってしまうのです、我々は。ですので、そういったところでの合理性を持たせて、指定管理にも、申しわけないけれども、ついでにこっちもお願いしたいというような形なのであれば、ある程度の費用を支払うということも、これはやむを得ないことだと思うのですが、その費用、対価としてはちょっと高額かなというのが見解なのです。夜まで会議があるから残って施錠しなければいけないのだと。であれば、第2体育館のほうはどうなのですかと。通常の利用の状況だとか、これまでの利用状況から考えたときに、夜間これ利用者がいなくて、完全に愛里巢だけで夜間を管理しなければいけないのかどうか、そういったところも踏まえて考えていくと、恐らくどっちも利用者はあるのかなというふうに考えるのです。一般的になのですけれども。済みません。利用時間のほう私把握できていませんので、こういう言い方をしてしまっているのですが、まず体育館のほうって今どういう状況なのでしょう。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時46分)



(開議 午前10時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部参事兼都市計画課長) ちょっと資料がないもので、調べて追って報告させていただきます。

以上です。

(都市整備部長) 済みません。愛里巢の関係で補足説明をさせていただきます。

きます。

今申し上げましたように現在後ろに第2体育館がございますので、第2体育館のところで受付の人がおって、体育館と愛里巢の受け付けをやっていただいております。ご承知のとおり今年度第2体育館の解体工事の設計委託が出ていると思います。聞くところによりますと、第2体育館につきましては今年度いっぱい貸し館はやめるという状況になりましたので、愛里巢の今後の管理運営につきまして、今庁内で検討をしている最中でございます。使用料等の関係もございますので、管理運営の条例を所管しているのが都市計画課ということですので、3月議会に何らかの形で方針を示す議案を提出する、そのような状況に今おります。以上です。

（細川）先ほど数字のほうとかはまた追ってお聞きできたらと思うのですが、今の部長のほうのお話で、体育館解体のというお話も、庁内で検討している、今後どうするのかを検討しているというお話なのですが、今回28年度決算なのです。この決算の内容として、今の契約形態でやる、今やってきているというのがこの数字としてあらわれているのですけれども、ある程度行財政をよくしようと思ったときに、合理性を持たすということは非常に大切なことだと思うのです。こっちはこっち、あっちはあっちという考え方をして、当然指定管理者が違うということであれば、ある程度そこのところは理解するところはあるかと思うのです。これは、私個人の見解であり、多くの市民の方はそういう感覚でいらっしゃると思うのです。

そう考えたときに、1つの指定管理者で裏も一緒に見てくださいとなったときに、内容がその対価に見合っているのかどうなのかという判断をしてくると思うのです。鍵を締める、掃除をするといったところで、受付に関してはどうなのですかと。通常体育館のほうでやっている業務の附属でやってもらっていますということであれば、大きくはその2つの業務になってくると思うのです。単純に鍵を締めるだけであればさほどの労力は要らないはずなのです。次に、掃除のほうは物すごくきれいに毎日きちんとした形でやっているのだということであれば、それをも

っと前面に出してお話をいただきたいのです。そういったところに費用がかかるのだというのであれば、それはそれで恐らく皆さん納得してくれるところだと思うのですが、今のご説明の中では、やはり掃除と鍵あけに月17万円支払っていますとなったときに、恐らくちょっと納得はしてもらえないのかなと思いますので、そのあたり指摘をさせていただきます。あと今後の運営に対してまだ検討中だということですから、コメント差し控えさせてもらいますけれども、ほかにも同様に指定管理たくさん出しているかと思うのです。やっぱりその考え方というものに対してどういうふうに指定管理を出していったら、かつその費用換算をしていくのか、そのあたりの考え方をちょっと教えていただければと思うのですが。

（都市整備部長）指定管理者制度が導入されてかれこれ十五、六年ぐらいたつと思うのですけれども、確かに原則といいますか、財政の話をしていいのかわかりませんが、正規の職員を採用して従来は体育館の受け付けですとか管理、体育館の管理ですとか公民館、今公民館は鴻巣市は職員がやっておりますけれども、他市の例でいえば公民館についても指定管理をしている市もございます。そのような中で、どうしても、先ほど副部長も言いましたけれども、人件費というところがメインになってきますので、誰かいないてはならないと、無人にしてはおけないと。確かに業務的にも鍵の施錠だとかというようなことを申し上げましたけれども、やはりそこに時間の拘束というものがどうしても生じますので、業務内容よりもそこに誰かしら人がいなくてはいけないというところで、今回の場合の指定管理は発生するものと思っております。確かに一般的に高額に感じるかもしれませんが、市民サービスという点からして人を配置する必要がありますので、これにつきましても指定管理をする際に1社随契ではなく競争原理を働かせてやっているものと推測しておりますので、適正な価格、一般的には高いと思われるかもしれませんが、適正な形でやっているものと認識しております。

以上です。

（細川）そうすると、市内の公園の施錠であったり、トイレの施錠であ



ったりというものに関して、近隣の方に鍵をお預けして、そこの開閉をしてもらおうということもあるわけでないですか。ここのところは、指定管理が近くにいるから、そういった形でというふうになっているのかもしれないのですけれども、そこの両立ってなかなか難しいと思うのです。今の部長の説明であれば、では鍵を締めに行くのも全てやっぱり職員が必要だ、拘束が必要だという話になったときに、鍵を民間に預けて、そこのところで開錠してもらって施錠してもらってというのと、ちょっと理屈が合わなくなってくるかと思うのです。いくつかの説明として、やっぱりそこのところの整合性とらなければいけないと思うのです。では、何で片やこっちはそれができてこっちはできないのか、そういったところの理由づけというのが今後出てくるかと思えますけれども、なぜ今そういう状態になっているのでしょうか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 私からのちょっと説明の言葉が足りなくて申しわけございませんでした。愛里巢につきましては、清掃と施錠だけでなく、中の会議室のご利用の受け付けとか、図書館、研究室がございまして、そちらの受け付け等もお願いしている関係もございまして。それらも含めて維持管理を行っていただいておりますことから、このような金額が示されているものだと認識しております。時間を拘束するということで、職員が1人あるいは交代で張りつくようなことを考えますと、やはり指定管理者にお願いするような形をとったほうがより効率的だという考えのもと、このような形をとらせていただいております。

以上でございます。

(細川) では、ちょっと最後に確認なのですが、愛里巢さんに関しては、これは常駐で人がいると思ってよろしいのですか。管理されていると、常駐管理されているという認識でよろしいのですか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 先ほどの中でもご説明させていただいたのですけれども、第2体育館と抱き合わせで常駐で管理をしていただいております。

(細川) そうすると、愛里巢のほうの利用時間の間の管理体制というのはどういうふうになっていますか。

(都市計画課副参事) 9時から21時です。

(委員長) 時間ではないね。

(細川) では、その9時から21時の間に関しまして、人が愛里巢のほうに常駐している時間というのはどの程度あるのでしょうか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 第2体育館のほうから愛里巢のほうを、確認できるような形で維持管理を行っております。

(細川) ということは、鍵をあけに現場に行きますよと。それから、鍵を締めに行きますよ、また清掃する、整理するというような時間以外に関しては、体育館側に戻っているという認識でよろしいのでしょうか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) そのとおりでございます。

(細川) そうすると、先ほどそここのところに人が必要だというご説明になっていないと思うのです。今の現状からしたときには、当然第2体育館のほうをメインに見られていて、ついでという言い方はおかしいかもしれないですけども、目の届くところにあるよというぐらいの認識でしかないのかなと思うのですが、そうすると体育館のほうで人を抱えていれば別にそれで用が足りるのではないですかというふうに誰しもが思うと思うのですが、そこに愛里巢に対して人が必要なのだ、配置が必要なのだ、だからこういった形になっているのだというご説明をされた以上は、そこに対して人がある程度の時間拘束されると。鍵を締める時間に関しても、第2体育館の業務がなくこれだけで残るのだということであれば、当然誰しもがわかると思うのです。ですので、そここのところの説明をもっと深くしていただければと思うのですけれども。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 愛里巢の施設の中に常駐でいるという、事務所もございますけれども、そういう方法ではなく、やはり第2体育館の受け付けの事務所、愛里巢の全景が確認できますので、そちらに置いて維持管理を行っていただいておりますというのが現状でございます。

(細川) 余りしつこくやってもあれですので、この辺で終わりますけれども、今第2体育館のほうを解体することによっての恐らく、弊害という言い方は変なのですけれども、その余波というのは当然こちらのほう

で出てくるかと思いますので、効率的な運営を心がけていただければいいかなと思います。今の状態で常駐が必要なのだというのであれば、やっぱりそこに対してもっともっと費用がふえてくるということも理解するところでもありますし、今調整中だということですので、やはりそのあたり市民の皆さんが納得できるような運営方法というのにも必要だと思います。ですので、だからといってサービスを打ち切るとということではないのですけれども、そこも踏まえてやっていただければと思います。私から以上です。

（秋谷） ページでいったら21ページの土木使用料の中の住宅使用料、これは市営住宅の関係ですかね。まず1点、ここで聞きますけれども、収入未済が380万ぐらいあるのですが、これについての対応はどのようにされているのか。

（都市整備部参事兼建築課長） これにつきましては、対策といたしまして、平成25年度に策定した鴻巣市市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱に基づいて、督促状や勧告書類等の発送、それと臨宅を行っているところでございます。つきましては、金額的には当初26年が約827万ぐらいあったのが27年度決算では580万、今年度が380万と、頑張った形において滞納額については減ってきているというところでございます。ちょっと言い回しが悪かったかもわからないですけれども、平成25年度につくった鴻巣市市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱に基づいて行っているということでございます。

以上です。

（秋谷） この市営住宅のところで、収入済みが約6,270万ですか、それで歳出のほうでいうと236、7ページあたりになるのかな、住宅費全体でいうと約5,710万、これについてちょっとお尋ねしたいのだけれども、収入済みから支出を除くと大体500万程度、余っているという言い方は変だけれども、要は私が言いたいのは、6,200万入るのであれば単純に6,200万掛けてあげたほうがいいのではないということなのです。要は今後の市営住宅のあり方等とかかわってくると思うのだけれども、初期投資はしようがないです。それは、あくまで市民福祉の向上のためにそうい

った市営住宅を供給するというのが行政に課せられた義務の中の一つにあるのは理解するので、初期投資の部分はいいのです。ただ、年々、年々経営していく中で、こういった金銭のやりとりが発生する中で、例えば住んでいる方々のもうちょっと暮らしの水準上げてあげるようなことを考えていらっしゃるのかどうかというのが聞きたいことなのです、差額が出てしまっているということは。

（都市整備部参事兼建築課長）市営住宅の家賃について、家賃収入額が全て建築課のほうで使えるという金額であればいいかと思うのですが、一応市のほうの一般財源のほうに組み込まれて、また修繕費だとか要望していくという形の制度というか、運営をやっているところでございます。当然大幅に変わってくるのが一回退去するときの修繕、クリーニング等で、ある程度は昔よりもちょっと若干よくなるような形だとかはあるかと思うのですが、基本的には現状維持的な話の中で修繕をかけて貸し出していくと。なかなか入居者がいる中で改善してという形はちょっととれていないような状況でございます。

（秋谷）現在ご利用されている戸数が291戸（P21「352戸」に発言訂正）というお話があったのですが、今後だんだん、だんだん老朽化等もかかわってくると思うのですが、将来的に市営住宅というものを決算から考えるにどのように将来のことを展望されるのか。

（都市整備部参事兼建築課長）まちづくり常任委員会さんのほうでも昨年たしか岐阜等で公営住宅のことも視察の中で行っているという話を伺っています。民間を活用するような借り上げみたいな形もどうだというような形も議会等で報告受けているところでございます。まさにうちのほうも昨年度の3月末に公共施設等のあり方検討という形の中で結果が出ているかと思うのですが、市営住宅においては当然長寿命化計画に基づいて、比較的新しい登戸団地だとか人形団地だとかは積極的に修繕を行いながら、長い間市営住宅としての維持をしていきますよという形。それと、古い団地については、今のところ更新検討という形の位置づけになっております。基本的に古いほうでいくと昭和40年代あたりから入っていますので、45年以上の経過が、たっていると、耐久的な問

題が出ていますよという形の中で、まさに今将来のほうも含めた形の中で、建築課のほうとしても今後の市営住宅についてのあり方等については近隣の市町村、あるいは公営住宅を抱えているちょっと遠目のところ等に情報収集だとかを行っている状況で、今後の検討についてあり方を今一步踏み出したというところで建築課のほうとしては動いている状況でございます。

以上です。

(秋谷) もうちょっともしお答えができたらでいいのだけれども、先ほど291戸(P21「352戸」に発言訂正)現状貸し出している状態で、施設状態のいいものは手をかけていって、施設状態の悪いものはだんだん、だんだんと改廃していくというか、というような方向性だというのはわかったのだけれども、例えば民間のアパート等を例えば借り上げる、いろんな手段はあると思うのです。例えば公団、北鴻巣の駅前のところをお借りするだとか、契約上、いろんなやり方はあると思うのだけれども、現状291戸(P21「352戸」に発言訂正)の戸数を将来的にどうするのか。要は減らすのか、それとも現状維持なのか、それとももっとふやすのかというところをお伺いしたい。

(都市整備部参事兼建築課長) 今秋谷委員おっしゃるとおりで、291戸(P21「352戸」に発言訂正)をそのまま残していくという形であれば、当然古い市営住宅については恐らく建てかえという話になると思います。建てかえだとかという形も踏まえて今まさに検討しているところ、それと民間住宅について、鴻巣市内にアパートがどのくらい存在して、実際に民間のオーナーさんのほうで運用が結構厳しいのか、あるいはそこに市が関与してそういう形を、借り上げていってほうがいいのか、その辺も踏まえた形の中でまさに今検討しているところだということをご理解をいただきたいと思うのですが、お願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時08分)



(開議 午前11時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部参事兼建築課長) 私の言葉がちょっと足りなかったのですが、現状とすると鴻巣に291(P21「352戸」に発言訂正)の今入居者を抱えているという形の中で、市営住宅を抱えている戸数でいきますと、埼玉県下、上から16番目という形の中で、当然人口減少等になってきている状況でございますので、鴻巣市としてまず市営住宅を抱える戸数が果たして291(P21「352戸」に発言訂正)が妥当なのか、もう少し下でもいいのかという形も含まれた形の中で、全体的な形を今後検討していくという形でお願いしたいと思います。

(秋谷) 37ページで、先ほど細川委員のほうからコミュニティーバスの寄附金の話があったと思うのだけれども、答弁で来年度何か契約というか、寄附ではなくて別の形態でというお話があったと思うのだけれども、去年かおとしあたり、小山さんがまだいたころのお話だと、川里の工業会自体のほうはもう寄附は勘弁してくれというような答弁がその当時はあったと思うのです。それで、何とか29年度については現状維持でお願いをしてみますというようなお話だったと思うのです。つまり自分のイメージとしては、あちらの工業会的にはもうコミバスに寄附はできれば、寄附というか、どういった形であれ、出資はしたくないと、出資というか、お金は出したくないという認識を持っているのだけれども、来年度以降、やりとりの仕方を変えるというのは何かしらいいお答えがあったからそういう答弁が先ほど出たのかどうなのかというのをちょっと確認したいのだけれども。

(道路課長) 今秋谷委員さんのほうから言われたとおり、工業会と今年度ちょっとこちらのほうに来ていただいて、覚書を変更をかけたのです。ようやく覚書をお互いでというか、工業会のほうで話し合いの中でのんできていただいて、今年度から寄附金でなくて負担金という形で納めてもらおうという形で覚書の締結のほうは今年度いたしました。実際に今年度は、その覚書に基づいて負担金という形で工業会のほうからいただくような形で行うようにいたします。

以上です。

(秋谷) 負担金の覚書というのは、年々更新なのですか、それともある程度期限が区切られているのでしょうか。

(道路課長) 毎年内容的に、人数的なものが変わるといいう形が出てくると、覚書自体は毎年度更新するような形でやっていくようになります。今回の見直しの関係もありますので、それに伴ってまた内容が変わる可能性もあるということで、それまでこの覚書でいって、それ以降また再度工業会と話し合いをして、常時毎年毎年やるような形で金額のほうを決めていこうということで一応話し合いをしております。

以上です。

(秋谷) 毎年毎年で結構なのだけれども、例えば先ほど答弁の中で利用者51人というお話があったのではないですか。当初は、コミバスが走り出した当初というのは、当然工業会のほうもうちの従業員のためにということで寄附をいただいていたと思うのです。ただ、だんだん、だんだん利用者が減って、マイカー通勤する方がふえて利用者が減る中で、今コミバスの運行について見直しをしているのではないですか。例えば工業団地を万々が一経由しないようなルートをやったときにどういった影響が出るのかとか、そういった、極端な話、340万円でもありがたいといえぱありがたいけれども、場合によってはこの340万がないほうがフリーにコミバス自体について考えられることもあるのではないのかなとふと思ったものだから、そういったようなことが検討の俎上にあるのかなのか、ちょっとお伺いしたいのだけれども。

(道路課長) 工業団地のほうに入るルートについては、距離的なものについてはそんなには変わりはないのですけれども、工業会、工業団地の近くまではバス停のほうはありますので、乗り入れなければそこから歩くという形は可能なのですけれども、当初から工業会のほうにルートのほうがありましたので、それについては今までどおりそのルートについては走らせるということを基本として考えてはいるのですけれども。

(秋谷) 例えば川里地域の方が北鴻巣に入るときというのは、通勤とか通学に合わせるわけだけれども、例えば北鴻巣側から向こうに回る分については、ぐるっと回って鴻巣側に来るころには、もうこっち側のルー

トというのは鴻巣側はもう出勤時間は間に合わないわけなのです。おっしゃっている意味がわかるかな。だから、北鴻巣側から鴻巣駅側に向かうルートを使う工業会側の利用者の方と、逆ルートで川里側から北鴻巣側に使う利用者の方々を考えたときに、運行時間の差を、例えば鴻巣駅側に入るルートというのを早い時間にもし、工業会の利用者の方にはちょっと不便かもしれないけれども、早い時間に回せば、より鴻巣駅側への乗り入れがジャストタイムというか、通勤時間に合わせられるような、例えば今2本出ているのであれば1本で済む、あるいは中途半端な時間をもっとアジャストな時間にできるというような工夫がきくのではないかと思うのだけれども、そのあたりというのはどうなのでしょう。

(道路課長) 川里の循環ルートについては、26年度、全体的な見直しを26年度にやっています。そのルートを今回また交通会議に諮りまして、ルート変更という形ですのですけれども、今の状態よりはよくなるような形では考えてはいますので、またその辺をちょっと見直しの対象として考えていきたいと思っております。

以上です。

(秋谷) では、その件については今後期待させていただいて……

(何事か声あり)

(秋谷) 何かあったかな。市営住宅。

(委員長) 何かありますか。

(都市整備部参事兼建築課長) 先ほどの秋谷委員からの質問の中で、私28年度の3月末では入居者が291という形を言いました。ところが、市営住宅の全体を管理している戸数は352戸でございます。そのうち下谷と原馬室第2についても入居停止がかかっている状況なので、ちょっとその辺補足させていただきます。

以上です。

(委員長) ただいまの発言について、許可することにご異議ありませんね。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。



よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員会長に一任願います。

（秋谷）次が213ページの木造住宅の耐震診断と耐震改修の助成金で、今年度、28年度か、1件分やっと出たという言い方になってしまっているのかな。過去自分が藤間さんのころから何とか工夫して、どんどん、どんどん診断受けてもらうようにしてくれというような話をしたと思うのだけれども、まず1つお伺いしたいのが、これはもしかしたら企画のほうの部の話になってしまうかもしれないのだけれども、鴻巣にこういう耐震診断が必要と思われる住宅、要は大地震が起こったときに大体何割ぐらいが想定されているものか。大体の額で、件数で結構なのだけれども、例えば2割ぐらいであるとか、3割ぐらいであるとか、そういうようなのがもしお答えがいただけたら欲しいのだけれども。部が違うからわからないと言われれば、わからないでしようがないや。

（都市整備部参事兼建築課長）鴻巣市にある比較的、我々でよく言うのですけれども、旧耐震、今の耐震基準を満たしていない建築物等については、戸建ての住宅だとかという仕分けはないのですけれども、56年以前の建築物、要はマンションとかも含めた共同住宅の全体を含めた形で約1万1,000戸ぐらいあると聞いています。それがそのうち全てが崩壊してしまうようなことはないと思うのですけれども、その辺を今回の助成制度によってなるべく耐震性を上げてもらう、あるいは建てかえをしてもらうだとかという形がその処理方法なのかなと。結果的に昨年度は工事ではなくて設計診断のほうだけで1件だったと。それは、やっぱり築年数によっても、耐震改修をするよりも建てかえのほうがいいのかというオーナーさんの意向もあると思うし、それとあとはちょっと地域的な、人口減少にもよるかもしれませんが、結構空き家が多くなってきているというのが実態みたいなので、手を加えたくても、例えば都内に住まわられていてこっちに持っているというような形等も含めた形で、なかなか耐震改修が進まないというところなのかなという実感がございます。

以上です。

(秋谷)いろいろご説明いただいて、確かに1万1,000戸が全部倒壊することはないだろうし、全部に全部入居者がいらっしゃるものでもないだろうというのは想定はつくのだけれども、大災害時に万々が一仮に住んでいない建物ですら倒壊すれば周辺に影響あるわけです。そうすると、そういった心配、ケアが必要な住宅に対して何かしらの手当てというのを、行政が結局最後は泣くのだから、行政が泣くというのは片づけでも、あるいは何かそこで事故が起こったりでも、いろいろな面で行政が面見することを、将来的にいつ起こるかわからないかもしれないけれども、ケアをしておいたほうが私はいいと思っているのです。そういった意味では、できるだけ、せめて診断だけでも受けて、例えば自分の所有している建物が現状を維持していいものなのかどうかという認識だって持っていたかかないと私困ると思っているわけです。それで、毎回毎回この耐震診断については質問するのだけれども、なかなか広報等のアプローチだけでは件数がふえていかないようなのだけれども、何か改善を試みようと思いませんか。

(都市整備部参事兼建築課長) 例えば市の予算で建てかえだとかという形において助成をしていくという形も考えられるかもしれないのですけれども、ちょっとなかなか、たしか近辺だと桶川市さんのほうで建てかえについて助成をし始めたという形を聞いているところなのですけれども、なかなか建てかえの助成金に対しても効果が余らないと聞いております。一つの要因的には、桶川市がやっているのは、市内にある工務店に発注した場合、ような形が考えられるという形で設定しているので、その辺もちょっと建てかえの率も伸びないのかなと。実際は大手ハウスメーカーさんだとかで建てかえる人もいるわけで、そちらについては助成をしませんよというような形。そこまで裾野を広げたほうがいいのかどうかを含めた形の中で、委員おっしゃるとおり耐震化率を上げるという形の中では厳しい状況もあるかもしれませんと。

うちのほうで言うどちらかというところと広報活動という形でいけば、ここ鴻巣だけではなく、先日行われた防災訓練の中でも耐震化のブースを設けさせてもらって無料耐震診断のPRだとかいう形を行っているところで

す。あとは、昔でいうとフラワーラジオ等でもちょっと紹介をさせてもらったこともあるのですが、なかなか実態に合わない。今考えられるとすれば、あとはテレビ埼玉の鴻巣の情報という形にその辺も上げさせてもらうかだと思うのですが、さっき冒頭言ったようにもう古くなってきているので、耐震診断というよりも建てかえしようかな、でも建てかえができないのだよなという人のジレンマ的な形が想定されるのかな。今委員さんおっしゃるとおり、そのまま放っておくと本当に大震災あったときに泣くのは行政だよというのは重々わかっているのですけれども、なかなか思いっきり踏み込めない、100%市のほうで補助金出しますよと言えればいいと思うのですけれども、そこまでの財政的なものもないし、あるいはそうするとほかの人も含めてどうなのだということもございませぬので、今のところは建築課とすると広報活動に力を入れて、何とか一件でも上げていきたいという形でございます。

（秋谷） ちょっとお伺いしたいのだけれども、一般的な金額で結構なのだけれども、例えば民間に木造住宅の耐震診断をお願いしますという大体どれくらいかかるものなのでしょう。それに対する4万5,000円ですから、割合が高いのか低いのか。例えば耐震改修の助成というものと一本化、助成金は耐震診断を受けなければ出しませんと言っているのだけれども、鴻巣のルールは。例えば、では改修の助成はなしでもいいですよ。要は自分の所有している建築物というものがどれだけ危険なものなのかというのを認識してもらうためにも、これは耐震診断だけで出していかなものなのかということが聞きたいので、民間に例えば耐震診断をお願いしますとどれくらいなものなのでしょう。

（都市整備部参事兼建築課長） 今回の4万5,000円については、民間のほうに出した形の中で、要は5万円を切っているわけですから、10万いかないという形の実例が昨年度は1件あったと。本来は満額の通常は5万円の設計の助成が出るのですけれども、通常だとちょっと最近ゼロ件だとか少なかったのだからなのですからけれども、多分二、三十万かかるのではないのかなと。物によって、規模によっても違ってきますという形なのですからけれども、その辺で通常多分民間ですと20万か30万ぐらいかかる

のかなという気はいたします。

（秋谷）例えば今言ったように、では耐震改修の助成金はもういっそのことなしにしますと、そのかわり耐震診断のほうの補助率というのかな、その割合を上げたほうが、もしかしたらやってみるかと思われる方が出てくるのではないのでしょうか。どうでしょう。そういうのは検討されたことがありますか。

（都市整備部参事兼建築課長）改修の助成をもらうについては、当然設計の段階が必要ですよという形の流れになっているかと思えますけれども、その前にうちのほうとすると無料耐震診断、コンピュータソフトを使いながら入力をした形で職員でやっている件数のほうが実際多いのですけれども、そういう観点でいくと、この建物はちょっと危険ですよとかという形はその段階でわかるという形の認識しております。ですので、危ない建物ですよという形の認識を上げていくのであれば、窓口は開いているつもりではいるのです。無料耐震診断という形で我々がやりますよと。ただし、図面が必要なのですよという形になって、冒頭から言っているとおりに、古い建物で図面関係がないよという形になってしまうと、我々もちょっとできないものですから、図面を起こしてもらうだとかという、耐震診断のほうに走っていくという形になってくると、そこでもちょっとブレーキがかかるのかなと。そこでやっぱり先ほど言った二、三十万かかるのであればもったいないよねというような多分認識があって、委員おっしゃるとおり、今住んでいる建物がどうなのだという形は重々我々も周知したい。無料診断という形もできますよと。その段階でちょっと危ないですよというような形も言えるのだと思うのですけれども、何せちょっと図面関係がない、現状の図面がわからない、筋交いはどこに入っているのという形もわからない状況ですと、一歩目が踏めないという状況なので、一応門戸は開いているつもりなのですけれども、手持ちの資料がないという形が現状なのかなという形でございます。

（秋谷）では、次に行かせていただきますが、225ページでしょうか、三谷橋一大間線の関係で幾つか再質出ているのですけれども、進捗率と、あと昨年度の事業に対して、29年度繰越明許になっているものもあるで

しょうけれども、大体計画どおり進んだのかどうか、そのあたり詳細なご報告がいただきたいのだけれども。

(道路課長) 三谷橋一大間線の工事なのですけれども、用地買収率として66%、これ28年度末です。整備延長については、全体的に5,280メートルございまして、その中の2,364メートルが28年度末で完了しております。整備延長としての進捗率なのですけれども、約44.8%ということになっております。今年度宮地の交差点から、17号のところではすけれども、それから鴻神社に向かって約100メートルの部分、こちらのほうを今回繰越明許とさせていただきましたが、その辺をある程度終わってくるとまた新たに用地買収という形になってきますので、その辺も入ってくると大体計画どおり行っているのかなというふうに考えます。

以上です。

(秋谷) あと説明の中で、昨年度先行取得した、要は左岸通線の向こう側かな、大間側の土地についての管理状況というのはどうなっていますか。

(都市計画課副参事) 俗に我々のほうで3期と言っておりまして、荒川左岸通線から上尾道路までの区間の中で、大体中間あたりに既存に開発をしたところがございまして、そこを先行買収をいたしました。そこにつきましては、区画道路といいますか、真ん中に道路が入ってまして、その右側を今回取得したわけではすけれども、ことしの4月に防草シートといたしまして、シートを全面的に張りまして、一応草のほうの刈り取りとか、そういう状況は今ございませぬ。草が生えているということはないです。

以上です。

(秋谷) せつかく県のほうから来ていただいているので。上尾道路の進捗と三谷橋一大間線の3期というのでできるだけ時間的なロスというものがないような計画でできれば進めていただきたいのだけれども、ただ実際のところは2期のほうの進捗の関係が出てくるから、そうそううまくかみ合うかどうかというのはわからないのだけれども、そのあたりの時間的なものについて、例えば2期がどれくらいのと年限がかかるの

か、それで上尾道路のほうは今買収が入っているわけだけれども、3期のほうとぶつかる結節点のようなどころができるのの時間的なめどというのは、何か見通せるものがあるのでしょうか。

（都市整備部副部長）基本的に上尾道路が供用開始をする時期につきましては、まだ国土交通省のほうが明らかにしておりませんが、新たな交差点ができ得る場所、先ほどの三谷橋一大間線につきましては都市計画道路ですので、確実にここは交差点ができると、そういうようなところにつきましては、同時に供用開始を目指して整備していくというのが行政の姿勢になろうかと思えます。当然のことながら予算的な制約もありますので、全線を全て同時なのか、場合によってはより近いところの幹線道路、市道側の受けがあるところまできちっとつくっていくかということはあるかとは思いますが、少なくとも三谷橋一大間線につきましては、市といたしましては上尾道路とあわせて全線の供用開始を目指したいという姿勢で今動いております。

（秋谷）年度的なめどって何か言えないですか。年度的に目標年度みたいなのは出ない。出たら。

（都市整備部副部長）現時点では、最近は国のほうが大きな道路につきましても直前にならないと供用開始を公表しないという状況にありまして、我々としても上尾道路の2期区間が5年後なのか10年後なのか、もうちょっと後なのかというのがちょっとわからなくて、そこは大変申しわけないところがあるのですけれども、当然のことながら用地買収がもう入ってきておりますので、おくれることがないように都市整備部、建設部連携しながら進めていきたいと思っております。済みません。ちょっと今の段階ではそれ以上は。

（秋谷）続いて、227ページ、6、7あたりの公園費ところでお伺いしたいのですが、227の一番下から始まる公園整備奉仕活動団体助成事業、ちょっとお伺いしたいのですが、40団体と説明あったのですが、これは街区公園の関係でよろしかったのでしょうか、奉仕団体の補助というのは。これは、全く違う40団体でしたっけ。ちょっと確認を。

（都市整備部参事兼都市計画課長）この公園につきましては、40団体ご

ざいまして、どこの公園という特定はしておりません。月1回以上の清掃活動を5月から10月に3回やっていただくということと、あとは人数が7名以上で構成する組織という決まりの中で活動していただいて、実績を上げていただいた団体に対して奨励金という形でお支払いさせていただいている事業でございます。

(秋谷) そうしたら、ちょっと私の指摘というか、指している部分がよろしくないようなので、逆にお伺いしたいのだけれども、街区公園を除草とかさせていただいている例えば自治会であるとか、そういった項というのは、その後かな。維持管理事業のほうなのかな。ちょっとお伺いしたいのだけれども。

(都市計画課副参事) 先ほどの奉仕活動のほうにつきましては、街区公園になっております。ただ、たまたま鴻巣公園、桜が結構あそこの部分は有名というか、時期的にはということで、桜の状況、虫だとか、そういう状況とかもチェックしている奉仕活動の団体さんはいらっしゃいます、清掃活動ではなくて。先ほど自治会のほうについては、今度奉仕活動のほうの費用としてやっています。

(秋谷) 指しているところは合っているわけだ。

(都市計画課副参事) はい。ただ、そうはいっても奉仕活動で年3回の草刈りとかになっていきますので、一応全部そこで賄い切れない部分もありますので、それは当然のことながらいわゆる公園の維持管理事業としてシルバーさん等に草刈りをしてもらうということがあります。

(秋谷) いや、たまたま今月の頭の私、防災訓練行けないで何やっていたかという、自分の自治会の街区公園の草むしりの当番だったので、ちょっと行っていたのだけれども、よくうちの自治会の中で公園の管理について議論になるのです。というのは、当然小さいお子さんたちの利用が多いわけなのだけれども、地域自体が高齢化していて、草むしりに出る方々がもう肉体的に大変なのだというようなお話がある中で、公園の管理というものを、シルバーに全部が全部お願い、あるいは別の積極的にやっていただける団体が永続的にあればそれは助かるのだけれども、各自治会等からそういったお話というのは上がってこないですか。

(都市計画課副参事) 当然のことながら自治会活動もそうなのですけれども、清掃活動自体ももうこれ以上できないということの案件は数件あります。

(秋谷) そういった案件に対しては、一応街区公園は必要だから、もうしようがない、地元の方々に面倒見れないのであればもうやむを得ないという考え方でいいのでしょうか。要はもう行政が全て面倒を見ざるを得ぬという考え方でいいものなのかどうか。本当自治会の中でもうやめたらどうだとかいう話にどうしてもなるのです。そこで私は、いや、それやめるのはそれはもうしようがない、けれどもその分行政にお願いしたら皆さん方の負担は結果的にふえるのですよというお話をするのだけれども。

(都市計画課副参事) 公園維持管理、それ確かに草刈りとか、当然そういうものも目に見えて確かにあるのですけれども、地域のつながりとして、やはり自治会活動に加えて、そういう公園活動の皆さんが集まっているいろんな悩み事とか、あとは確かにその方は元気で暮らしていらっしゃるかどうか、そういうような総合、トータルからすると、活動をそのまま引き継いでいただきたいというのが我々の考え方です。お金は、お茶菓子程度で少ない金額しか出ないのですけれども、地域のつながりという、防災ですとか、公園ですと一時的な避難所にもなりますし、まるっきり地域の方がどこに公園があってどういうふうに集まればいいのか、そういうのがわからないということになりますと、いざそういう災害時になりますとそういうので迷う方もいらっしゃるかなと思いますので、やはりそういうところは地域の公園として認知していただきたいという面もお話しさせていただきながら、継続のほうお願いしたいと思っております。

(秋谷) 次に、229ページ、ふるさと総合緑道維持管理のほうの除草委託で1,472万というお金が出ているのだけれども、今回議案のほうで道路認定かけたときに、元荒川のほうの除草はどうしているのですかといったら、現地のほうでちょっと私聞かせてもらったら、県のほうの河川の関係でお願いしていますよという、そのときはそういうようなこと、ああ、



まあそうだろうねと、河川の側なので。ただ、今後市の施策として健康の部分でどんどん、どんどんふるさと総合緑道を活用していきたいとなると、除草のあり方というものも考えていかなければならないのではないのでしょうか。というのは、何でもかんでも委託で済ませられるものと、あるいは竹林公園なんかでボランティアでやっていただいている方々がいらっしゃるのです、それはもちろんわかっていたのだけれども、どうなのでしょう。例えばあの状況、県のほうにお願いして、2回でしただけ、3回かな、やっていただいているという話だろうと思うのだけれども、常にある程度いい状態を維持していかないと本当に利用者の方々にしてみると、例えば元荒川一つ見たって、いや、あのちょっと濁ったところはそんな歩きたくないよみたいな、川のほうでいったら、あるいは草が生い茂っていれば当然そういう話になってくると思うのです。やろうと思うのであれば、そういった面もしっかりケアしていかないとだめだと思うのだけれども、そのあたりいかがお考えでしょう。

（都市整備部参事兼都市計画課長）今回ふるさと総合緑道維持管理事業の中で、委託料といたしまして1,472万9,000円という形で決算のほう報告させていただいておりますけれども、この中におきまして元荒川の、吹上地域なのですけれども、桜に対する樹勢回復業務委託、相当古木ということで、もう60年近くたっている状況でございまして、それらはこういうカプセルを注入して元気になってもらおうという事業も含まれております。それがちょっとお値段が、650万強の、そういった金額が含まれております。また、あと桜には時期になりますと害虫が相当ついてしましまして、それらの散布につきましても300万近くのそういった金額かかっております。実際除草作業につきましても、例えば夏場の河川の愛護月間に合わせまして地元の方々に協力をしていただきながら清掃作業を行う、事前にうちの職員が直営で草刈りも行ったりしておりますが、今後も極力ふるさと総合緑道の除草作業については適切な維持管理を行ってまいりたいと思います。また、県のほうの年2回全面的にやっていただく除草にも合わせまして、うちのほうも金額的にはこのような形で、1,400万という金額にはなってしまいたしますけれども、今後も維持管理を進

めてまいりたいと考えております。

以上です。

（秋谷）おっしゃっていることはわかる。何が本意かというところ、先ほど公園のボランティアの話をしてしまいましたが、例えばふるさと総合緑道を全部を全部管理するのは大変ではないですか。総延長は長くて、県道であったり、市道であったりするの当然あるのだけれども、そのエリア、エリアによってはよく愛好する方々にいろいろご協力をお願いできないものなのかなということなのです。これは、市の全体的な市民活動の推進ということだから、担当のほうだけではお答えがしづらいだろうから、部長のほうにお伺いしたいのだけれども、前に道路課さんに言ったのだけれども、例えば道路の陥没であるとか、あるいはいろいろ危険な面であるとか、そういったものを例えば市民の方とかいろいろボランティア、県でいったら企業さんに道路ボランティアみたいな、監視ボランティアというのかな、県道なんかはやっていただいていると思うのだけれども、いろいろなところを力を市民の方や企業の方々にかりていかないと、行政だけで全て面倒見るとするのは難しいだろうと思うわけです。

そういった意味では、総合緑道の、そういった県道部分とか市道部分というのはちょっと別としておいても、例えば先ほど景観のいいところであるとか、そういった部分についてもできるだけ市民活動の推進の中で面倒を見てもらえるものがないのかな。その中で、例えば総合緑道などというものは、先ほど竹林公園の話をしたけれども、そういったボランティアでやっていただけているところもあるのだから、どんどん、どんどん協力していただけないものなのかなというのが質問の真意なのだけれども、どうでしょうか。

（都市整備部長）私もこの4月に都市整備部にお世話になりまして、初めての夏場を迎えたわけですが、除草業務につきましては大変憂慮すべき課題かなと認識しております。このふるさと総合緑道だけではなく、230以上の公園、また当然道路とか各施設、市が保有している土地、そういったものにつきまして部を超えて庁内職員、若手職員が中心になりますけれども、年何回、3回以上くらいですか、業務を、自分の持つ

ている業務以外に草刈りの業務を職員がやっていると。まさに格好いい言葉使えば市民協働でやる作業の持ってこいの作業かなと思います。ただ、少子高齢化、人口減少社会、高齢化が高まっている中、先ほど答弁がありましたけれども、今管理していただいている公園の草刈り業務もちょっと手に負えなくなってきたので、ちょっと行政のほうに移管させていただきたいと、そういった声も耳にしております。

そういったことで、非常に課題が重いわけですがけれども、またシルバーに今委託しておりますけれども、シルバー登録する人についてもこの除草業務につきましてはなかなかふえていかないと、そういった状況になっていますので、まさに委員おっしゃるとおり、皆さん協働で、特にこれ言ってしまうと怒られてしまう。地先の人ですとか、公園のそばに住んでおられる方が自主的にやっていたら一番行政側としても助かるのですがけれども、何とか市民活動の担当部局とも相談をしながら、市内の草が生えていては困るような箇所については、何とか維持管理ができるような状況で対応ができればなど、そのように考えております。

(秋谷) 終わりです。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 50 分)



(開議 午後 零時 59 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(加藤) それでは、何点か確認をさせていただければと思っております。まず、ページで言います。217ページです。217ページの上のほうです。先ほど細川委員からご質問があったところ、ちょっと私プラスして確認です。先ほどリースということで、昨年度の計算では金額が1.5倍近く上がっているという話がありました。一般的にはないかもしれないのですがけれども、システム関係のリースでいうと、例えば5年とか6年、当初契約したリース期間、それであと1年使えるかなというときには再リースをかけて1年ぐらい引っ張って、そのときは結構値段が下がる傾向があると思うのですがけれども、今回このリースにつきましては再リー

スをすることが難しい案件の中でやむを得なく新しいリース契約としたということによろしいのか、確認です。

（工事課長）おっしゃるとおり、平成28年度から平成32年度までについては、5年プラス1年ということで契約しております。前回の23年度から27年度のものに関しましては、保守パックが5年と決まっていたものですから、そのまま上げることができずにリースのほうを買い上げという形でさせていただきました。

以上です。

（加藤）それでは、次が不用額に関してのことで若干聞きたいなと思っております。ページで言うと189ページです。189ページの上のほう、水道事業会計助成事業負担金補助金とございます。19節負担金のところですけれども、179万に対して支出済額が97万3,111、不用額が81万何ぼか出ております。この不用額、このぐらい出ているものですから、この負担金とか補助金というのはいつの時点でもう金額が固まって、これ以降だと支出はないよねとかというところが見えるものであれば、補正減というものもあり得るのかなと思っておりますけれども、その辺時期的なものをお示しいただければと思っております。

（水道課長）ご質問なのですけれども、今回の水道事業会計の助成事業につきましては、負担金のほうが54万円、こちらにつきましては経営戦略策定に係る費用の2分の1相当額を一般会計のほうから出すということで、こちらについては満額執行という形になっております。下のその補助金の43万3,111円、こちらにつきましては東日本大震災の被災者減免ということで、減額が予算よりも少なくなったもので、実際のところ延べ人数で約42%、金額で47%減少したことにより不用額が発生したというところになっております。こちらにつきましては、あくまでも被災者の方の減免ということで、人数の確定というのがやはり年度末ないしそれに近い状態でないと確定できないものですから、補正での減額というのはなかなか難しいという判断でございます。

以上です。

（加藤）ありがとうございます。

それでは、これからはちょっと13節絡み、委託料絡みのところで何点か教えていただければと思います。その教えていただきたい基本的な考え方なのですけれども、決算の認定についてはルールとしては仮に認定がされなくてもそれは通るといようなものだと思います。一方で、予算のほうが残が出たときにはそれを示して財政のほうに返すというか、そういうので見える化を図るのが本来いいのかなという考えのもとでの質問となりますけれども、議会のほうが6月、9月、12月、3月とある中で、例えば6月だと4月あたりからこれが余るのかなという、1カ月半ぐらい前から準備しないとそれはできないということだと思いますので、基本的にできても9月とか12月だと思うのです。3月で余らせても余り効果もないと思いますので、そういう視点で聞きたいと思っております。

まず、217ページごらんいただきたいと思います。217ページ、ここは道路維持費に係るところなのですけれども、ここは私今余るものであれば、それがわかっているのであれば補正減というお話をしましたけれども、ただ仮に12月、3月補正だとしても1月の段階で準備しないと補正にはできない。その後に道路に穴があいてしまったりするというリスクあるので、この部分については補正減というような考え方は余りマッチしないかなというふうに思っております。それが217ページのところですけれども、ちょっと少しだけめくっていただいて、221ページですか。221ページのところでもやはり13節ですか。結構不用額が出てくるのですけれども、この辺のところはやっぱりやむを得ない事情というか、補正減は無理ですよというようなものなのか、ちょっとわかれば教えていただきたいのですけれども。

(道路課長)217ページの道路維持補修事業の中で不用額が出ておりますけれども、これにつきましては28年度より本来直営方式で維持管理のほうをやっていたのですが、28年度から委託業者による補修関係を委託するような形になりました。こちらのほうについて、平成28年度から小規模道路維持補修事業の直営式業務対応から委託方式に切りかえた初年度でありましたことから、年間の発注時期ですけれども、7月から3月を

通じての業務依頼の配分がうまくいかなかったということで、執行残が生じてしまいました。平成29年度からは、平成28年度の反省を生かして予算の有効活用を進めてまいりたいと考えております。また、月の初めに担当より執行状況を提出させて確認を行うということで、今後の課題ということでやっていきたいと考えております。

以上です。

(加藤) それでは、13節絡み、委託料絡みでもう一点だけちょっと例を挙げて聞きたいと思います。

223 ページ、下から4つ目の丸のところですか。都市計画基礎調査事業、これは5年ごとにとということをおっしゃっていたかと思うのですがけれども、これも計画の見直し調査業務ということで、私の中ではもしかしたら年度の前半戦のところまで業者が決まって、それが入札など、あるいはプロポかもしれないけれども、金額がそれなりに余ったとしたら、もうそれ以上その年度の中ではお金は使わないですよということになれば、補正減というのもあり得るかなと思っているのですがけれども、この部分の調査委託料についてはいつごろ、予算幾らに対してこういう金額になった。それで、これはいつごろ契約になったかというのを参考までに教えていただければと思います。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 都市計画基礎調査事業につきましては、業務委託を日本総合計画株式会社関東支店と契約を行いました。契約期間につきましては、平成28年の7月26日に契約を行いまして、契約期限が平成29年の3月14日ということもございまして、執行残についてはもう3月を契約期限としておりますので、残が生じたとしてもそういういった手続はちょっと無理という状況でございまして。

(加藤) 再確認です。

ちょっと聞き逃してしまったのですが、業者の決定は委託契約行為をする契約のタイミングはもう一回、何月だったのですか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 契約が平成28年の7月26日です。失礼いたしました。

(7月の声あり)

(都市整備部参事兼都市計画課長) 7月26日。契約期限が平成29年の3月14日でございます。

(加藤) その夏の時期で7月に事業者決まって、ではこのお金でこれやっってくださいねとなったときに、その有効期間のところはもうこの期間でちゃんと計画つくってくださいねということですよね。そうすると、もうそれ以上に支出をする必要性が、そういうリスクが私はないのかなと思ったのですけれども、追加で何か発注しなければいけないことがあり得るとか、計画書を追加で100部つくらなければいけないとあって、そういうことの可能性もあるのですよというのだったら別なのですけれども、7月の時点でもうこの金額でやってもらうということが契約上決まったのであれば、12月補正で落とせるのかなというふうに感じたのですけれども、その辺ちょっともう一度見解いただけますか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 設計、私ども担当が設計をするわけなのでございますが、その設計金額が996万8,400円、こういった中で入札金額が896万4,000円。残金については、約100万円弱ですか、生じたわけでございますが、その後やはり変更図書等の作成を行う必要性もあるということで、対応としては執行残ということで対応させていただいた次第です。

(加藤) 本当にこれものによってなのだと思います。最後の最後までお金のほうをちょっととっておかないと、いざというときにという部類のものが多いここは委員会かなとも思っておりますので、ただ今後もうこれ以上使わないよということが見えているところであれば9月であったり、12月の補正減をすることによって財源の、その年度でできる事業、その財源の見える化が図れるので、それについてはお努めいただきたいなというふうに思っております。

13節絡みはそれで以上にさせていただきますが、次に231ページ、ちょっと1ページ戻ります。先ほど前任の委員から除草のことについていろいろございました。ちょっとここもう一回1点確認させてください。先ほど除草のところについては、シルバーさんとか頼んだりしているということなのですけれども、結構本当に私が住んでいる生出塚でももう

ご高齢になってきて、マンパワー不足がやっぱり喫緊の課題となっている中で、シルバーさんに頼んでも除草というのがやっぱり暖かい時期と  
いうか、夏とか草がよく生える時期に集中すると思います。シルバーさん  
に頼っていて、そこマンパワー的には足りない、足りている、その辺  
状況はどうなのかをちょっと教えていただければと思います。

（都市整備部参事兼都市計画課長）部長のほうからも答弁ございました  
とおり、シルバーさんの人材につきましても高齢化が進んでおりまして、  
大分ケアが追いつかない状況になっております。また、公園の奉仕活動  
にしてもやはり高齢化ということで進んでおりまして、できたら今回で  
やめたいというお話も伺う状況が見受けられます。そういった中で、う  
ちの対応としましてはやはりみずから出向いて除草作業をやるとか、そ  
ういった形をとらせていただいております。そういった状況になってお  
ります。

（加藤） それでは、最後の質問をさせていただきたいと思います。  
先ほども前任の委員から市営住宅の今後の戦略も含めてお話がございま  
した。今後市営住宅の戦略の中で、高齢化が進んでいくわけです。高齢  
化の中で、まず高齢化の方が上のほうに階段で上の階のほうに行けな  
くなってきます。そういう方って引き続き住んでいただく、それが 70 歳  
になって、80 歳になって、自力では階段で上がれないよというようなと  
きになって、これどんなふうな対応がされるのか、そういった事例が 28  
年度の中であったのか、ちょっと念のために教えていただければと思い  
ます。

（都市整備部参事兼建築課長）鴻巣市の市営住宅におきましては、一番  
新しいのが平成 8 年、9 年かな。登戸団地 1 号棟につきましては 4 階建  
てということで、当初からエレベーター等によってバリアフリー化を図  
っていると。その他につきましては、3 階建てについてはエレベーター  
までついていない状況でございます。上り階段等につきましては、手  
すり等をつけた形の中で行っていると。加藤委員がおっしゃるとおり、  
本来ならば 2 階であったとしてもエレベーターがつくことによって縦の  
動線は楽になるかと思うのですが、なかなかスペースだとかお金の問題



等もありまして、現状で市営住宅についているエレベーターは1基だけという形でございます。ほかについては、順次バリアフリー法ないしは埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づいて手すり等もついている、あるいは中についてはトイレについても手すりだとかついている団地もございいますが、当初の一番古い団地棟については当然ついていない状況になっております。今後については、特に耐用年数が過ぎているようなものについては、なるべく予算化的なものはないような形で今のところ行っております。ただ、下谷住宅だとかについては平家建てでございまして、玄関へのアプローチ等については若干のスロープだとかという対応をした事実もございまして。

以上でございます。

(加藤) それ関連してのもう一回最後というか、もう一つなのですが、高齡化への対策は喫緊の課題だと思うのですが、つい先般、この10月、国土交通省の住宅局だと思うのですが、新たなセーフティーネット制度というものをアナウンスして、ことし10月中に、10月中たしか施行されるのだと思います。その中では、例えば民間のアパートとか大家さん、あいているところが部屋あったときに、そういう人を入れてよと、そういう人を拒否しないよというところには補助的なものが出たり、バリアフリー化するときにはそこに対しても補助金が出るというようなものが今まさにアナウンスをされているので、先ほど前任の委員からも市営住宅のあり方みたいのを今後どうしていくのかというのがありましたけれども、ぜひともそういった今国土交通省が出しているものも踏まえて、今後の戦略を練っていただければなと思っております。これは質問ではないのですが、そんなふうに思っております。

以上です。

(阿部) では、私のほうからは簡単なやつ2点ほど。

211 ページ、中段の土木総務費庶務事業、この中に諸保険料というのがあります。12節。この12節諸保険料、業者は何という業者ですか。保険屋さんは。

(道路課長) 保険の契約先につきましては、株式会社ほけんショップアイでございます。

以上です。

(阿部) どこの業者ですか。所在は。

(道路課長) 住所のほうはちょっと控えてはいないのですけれども、ちょっと調べないと。

(阿部) たしか最近の専決処分を見ますと、いわゆる道路にくぼみがあって、そこでくぼみにはまって自転車が転倒して、そしてけがをしたと。自転車も損傷したというような事故についての、前はいっぱいあったのだけれども、最近そういうの見かけなくなった。その理由は何かな。

(道路課長) 事故が少なくなった理由というのは、やっぱり通常の道路パトロールとか、またあと市民からの通報、また道路課による道路パトロール、あとホームページ等からでも紹介しているのですけれども、何かお気づきの点がありましたら道路課に通報と、連絡下さいという形でやっておりますので、その辺がやはり効果が出てきたものと考えております。

以上です。

(阿部) 保険屋さん、保険屋の業者は、保険業者は前とかわっていないということでしょうか。

(道路課長) ちょっと調べてみます。

(阿部) 何か最近保険屋さんもし渋くなったのではないかなというような印象を受けるのです。と申しますのは、私もある市民から相談を受けまして、いろいろ話を伺いました。そんな中で、いわゆる道路の損傷によって車を破損したという話を伺いました。これは、舗装のいわゆる端っこの部分で欠落している部分があって、そのときに自転車をよけるがために道路の端に寄ったと。草がいっぱい生えていて、その欠落部分にも草が生えていたらしい。それは、道路であるという認識のもとに走行したところが破損に至ってしまったということ伺いました。そうして、市側とこのことについて交渉した結果、市には100%瑕疵がないと。また、この件については100%回避できたはずだというような回答で、

けんもほろろにそのような回答が返ってきたというような話を伺いました。市には 100% 瑕疵がないという中で、その事故があつて間髪入れずにいわゆる欠落部分を補修した。その補修した理由は、一体どんな理由で補修したのかお聞きしたい。

（道路課長）舗装の路肩部分とか、草が生えていて見えないとか、そういう危険箇所に対して市民からの通報があれば市のほうとしての対処をせざるを得ないと、そういう形については事故があるなしにかかわらず要望に対してすぐに対応するというのが市の基本と考えております。以上です。

（阿部）結局ここは危険箇所だということを認めたからゆえに、それこそ瞬時に補修したのではないですか。

（道路課長）委員さんが言うとおりの、危険だと認めたから補修はするのですけれども、一般の方の通報によりこの部分が危険だから修理、補修をお願いしますといった形で来れば、市のほうとしても即対応するというのが基本で考えております。

（阿部）今回の場合は、事故があつて初めてそれに気がついたら。そして、間髪入れずにすぐ補修をしたと。これは、要するに道路課のパトロールあるいは市民の通報が結局見逃していたと、その部分については見逃していたということではないのですか。

（道路課長）委員さんがおっしゃるとおり、市のほうが見逃していたということも考えられます。市のほうとしても道路パトロールとか市民からの通報とかいろいろ数はあるのですけれども、その中で市が目の届かない部分もあるということで認識しております。その辺は、今後ないような形で考えていきたいとは思っています。

以上です。

（阿部）そして、100% 市側に瑕疵がないと、どうしてそれが言い切れるのか伺いたい。

（道路課長）事故がありますと、必ず市職員、また保険屋さん、これすぐ現地のほうを確認します。その状況を見て、市のほうに過失があるか、また実際に運転していた方にもやはり過失があるのではないかと、その辺

を判断して、補償の関係をどちらに非があるかということで確認をして、その事故のあった当事者に話をするという形でやっております。

以上です。

(阿部) 結局 100% 瑕疵がないということをおっしゃった。これは事実ですよ。

(道路課長) そのとおりです。

(阿部) 100% 瑕疵がないなんてどうして言えるのかなというには思う。そして、その回避できた事故だということも含めて保険屋さんのほうから、これは市に補償する義務はないというような話を受けているということも聞きました。その辺は、間違っていないのかな。

(道路課長) そのとおりです。

(阿部) では、ちょっと暫時休憩してください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 2 8 分)



(開議 午後 1 時 2 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(阿部) 100% 瑕疵がないなんていうことはとてもではないけれども、言い切れないと。その事故は、本人の運転手が回避できたはずだということがどうして言えるのかなと思うのです。といいますのは、以前私どもの会派の同僚議員がいわゆる道路にマンホールが若干出っ張っていたと。それをひっかけて、結局車のタイヤあるいは底の部分かな、を損傷したと。それでもって補償をいただいた。これは、よくよく確認しながら慎重に運転すれば回避できた事故ではないのかなというふうにも私は思えた、その当時。ところが、ご本人に聞いたところ、ああ、100% 対応してもらったよというふうに言った。

あっ、そうなのだ。それでもって、先ほど市には 100% 瑕疵がないという話、休み時間にこの某保険屋さんからちょっと話を聞いた中で、ゼロということはないだろうと。過失割合というのがあるって、必ず 10 対ゼロなんていうものはほとんど存在しないというふうにも私も同感で思うわけ

です。ですから、危険だと思ったから補修をした。本当は危険だと思うようなところには、本来危険とかコーンを立てるとか、そういう処置があつてしかるべきなのだ。それもなされていなかったものに対して、100%瑕疵がないなんて、それはちょっと言い過ぎではないのかなというふうに私は思うのです。結局市民の方は、それで非常に悩んでいるということなのだけれども、その辺のことを鑑みて、今後どのように当該事故についても対応していくのか、お答えいただきたい。

（道路課長）今年度に入って、やはり同じような形で、これ登戸なのですけれども、車が大破して、市のほう 100%ゼロですという回答をしているものもあります。これについては、やっぱり道路上にマンホールが若干飛び出していたのですけれども、そこを車がスピードを出して通ったということで、これもやっぱりレッカーを頼んで車を持っていったというケース、こちらについても 100%市のほうは瑕疵がないということでお答えして納得をしていただいています。今後についても同じような形で保険屋さんとのほうタイアップして、同じような形で対応はしていきたいと考えております。

以上です。

（阿部）さっきの調べて報告すると言った保険屋さんについては、相も変わらずこの保険さんがやっているということなのかな。

（道路課長）はい、そのとおりです。

（阿部）例えば市側に 50%の瑕疵があるというふうに認められた場合、保険屋さんから支払われる補償金というのは 50%だよ。そうだよね。残りの 50%については、さっき言った同僚議員も 100%市に瑕疵があつたとは私は思わないのだ。だけれども、マンホールが飛び出っていて、回避することは、これは容易にできたというふうに私は思ったのだけれども、そのときは 100%市に瑕疵があるということでもって、そういう判断のもとに 100%補償したということなのではないでしょうか。

（道路課長）そのとおりだと思います。

（阿部）まさか人によってその判断の基準が変わるとかということはないですよ。

(道路課長) 委員さんおっしゃるとおりです。

(阿部) では、今現在も 100% 瑕疵はないという判断に変わりはないということですか。

(道路課長) はい、そのとおりです。

(阿部) 市民からもしもこの場所は危険ですよというようなことがあった場合は、また手が回らなくて、道路課のほうとしても手が回らなくてすぐに補修ができないというような状況の場合は、それは回避するためにどんな処置をとるのですか。

(道路課長) 市民からの通報とか連絡とかあった場合については、現地を確認して早急に対応できないという判断であればカラーコーンを置いたりとか、馬を置いたりとかということで危険回避のほうを今後も続けていきたいと考えおります。

以上です。

(阿部) では、さっき言ったそれこそ間髪入れずに補修した理由をもう一度明確に教えてください。

(道路課長) 先ほども言ったとおり、現地を確認して危険だと判断した場合については、そこに次の事故がないような形で対応するということで、そのとおりであります。

以上です。

(阿部) では、危険だと判断したのではないですか。それで、100% 瑕疵がないなんてことは私は、これまた相手の出方によっては裁判という形になろうかと思うのだ。裁判というとは非常にまたおどかさわけではないよ。ただ、裁判となると全く面倒くさいことになるじゃない。だから、その辺やっぱりお互い金をかけるのも、これは好ましくないから、何とかいろいろ交渉によって、それとあと保険屋さんも交えて、100% 瑕疵がないなんてないのだよ。あり得ないのだよ。どちらかが例えば 1 対 9 とか、2、8 だとかあるわけで、その辺の何かやっぱり話し合いをしっかりと今後はしていくべきではないかなと。

聞くとところによると、裁判に打って出るというような話もしている。さっきの課長の答弁、危険だと思ったから、危険だと考えたから補修した

のでしょう。危険なのだよ、だから。そういうことなのです。ですから、余り市民とごたごたのないように、最大のサービス業なのですから、ぜひうまい方向で考えていただければありがたいなというふうに思います。あと1点、これ簡単だ。白井さんへの問題。これ簡単なのだよ。225ページ、鴻巣駅東口駐車場管理運営事業、この負担金の再開発ビル管理費負担金3,229万8,174円、これの負担金というのは要するに、白井さんではないのか。まあ、いや、誰でも。この内訳というのかな、雑駁にこのただ1行でもって負担金になっているけれども、その内容というのはどういうものが含まれているのか、お答えいただきたい。

(市街地整備課長) 負担金の内訳でございます。

まず、第1駐車場の負担金としまして、これエルミここのすのショッピングモール及び駐車場の共用部の負担金として、そちらを管理していますエルミ鴻巣商業棟管理組合へ負担金を払う分、これが第1駐車場分として28年度2,151万6,862円支払っております。それと、第2駐車場分としまして、映画館の入っているビルのエルミここのすアネックス区分所有団体ということで管理組合のほうへ年間1,078万1,312円、こちらを支払っております。主に共用部の維持管理費への負担割合ということでございます。

以上です。

(阿部) 暫時休憩してください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時41分)



(開議 午後1時42分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(阿部) では、わかりました。この件については以上。

終わり。

(道路課長) 先ほど阿部委員さんのほうから保険会社の住所とずっと同じなのかということで質問があったと思うのですが、住所のほうは羽生市西2の14の22。それで、契約のほうについては平成24年度から

変わっておりません。

以上です。

(細川) 質問が1点漏れていたのですけれども、87ページのバスの件で1点追加でお伺いしたいと思います。

先ほど補助金の額として各社の金額をお伺いしたのですけれども、各社の運賃収入幾らだったのか、こちらもお答えいただければと思います。

(道路課長) 初めに、朝日自動車3,487万5,034円になります。続きまして、ロイヤル交通1,685万147円になります。

以上です。

(細川) はい、わかりました。ありがとうございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成28年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)



(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 28年度を通して各処理場、笠原第一、第二、郷地安養寺と上会下の施設の運転状況はどうでしょう。大きな補修等は、見たところなかったようですけれども、その運転の状況を。

(下水道課長) 笠原第二のほうは20年をもう経過していますので、いろいろ消耗機器の交換については一番笠原第二のほうは費用がかかっているような状況でございます。ほか、第一については一部故障品がありましたが、数万円程度だったと思うのですが、電気機器の交換のほうがかかっています。あと、上会下のほうについては補正のほうで上げているのですけれども、ユニットクーラーの交換のほうを今年度行いました。以上でございます。

(秋谷) 365 ページで農業集落排水管渠維持管理事業の中で、諸委託料の中で台帳作成業務の電子化したというお話があったと思うのですけれども、この電子化することによって事務の効率化であるとか、何らかしらのよいあれがあったのでしょうか、なかったのでしょうか。単なる台帳の整備という意味合いなののでしょうか。

(下水道課長) この電子化につきましては、もともと12月まで吹上庁舎で作業をしまして、そのときは大きな台帳でカウンターで広げて、ここですよということでお客様に説明していたのですが、こちらの本庁舎に来ましたら、その台帳を置くスペースが、事務スペースが以前よりも狭くなった関係で少なくなりまして、事務スペースが減った分をどうした形にしようかというところで、電子化して、公共のほうはもう電子化しているのですが、そちらのほうと同じ画面で見れたらもっと便利なのかなということで電子化したものです。

(秋谷) 現場の事務の効率化に役立ったのか、役立っていないのかということですか。

(下水道課長) 委員さんおっしゃるとおり大変役に立っております。

(秋谷) ちょっと1ページ戻ってもらって、363ページになってしまうのですけれども、使用料の滞納繰越分が調定額56万3,155円に対して2

6万8,580円、ただけてよかったなというふうには思っているのだけれども、何か特別な工夫がされたのだろうか。従前であると結構転居されたり、あるいは高齢のお年寄り家庭が1件だけであって、そのご家族となかなか連絡がとれなかったりということが過去の答弁ではあったような気がしたのだけれども、これは何かしらいい方向性が見えた結果、滞納繰り越しが半分近く入れていただいたというふうな認識でいいのでしょうか。そのあたりの事情を。

(下水道課長) 滞納繰り越しの納付については、料金については水道課のほうに徴収のほうは委託しておりますので、水道課さんのほうで頑張ってもらえとうちのほうの下水道のほうも徴収率が上がるような状況でございます。

(秋谷) いやいや、それは頑張ってもらわなくて結構なのだけれども。いやいや、従前だと例えば上水道だと生命的な問題があって、滞納については泣く泣くになってしまふことが多かったり、あるいは上水道も下水道も同じなのだけれども、転居なりご家庭の事情によってはなかなかこの滞納繰り越しの部分についてというのは入れていただける可能性って低くなるではないですか。ただ、今年度、28年度についても幾ばくかでも入れて、結構多いほうだと思うのです。半分近くだから。だから、それがいただけた何か特別な事情なり何なりがあったのかどうかということをお伺いしたいのですけれども、何もないのですか。何もないのだったら、もう残りの29万4,575円もしっかり入れてもらわないと困るのだけれども。

(下水道課長) こちらの料金のほうが水道とセットで全ていただくような形になっていきますので、水道のほうで料金停止をすると、その分払っていただけないと水道のほうをあけてもらえないということで、水道もあけてもらおうと同時に下水道のほうも収入になってしまう。給水停止が一番徴収率アップにつながっているのかなと思います。

(秋谷) では、特別な事情ではないのだな。ありがとうございます。終わりです。

(細川) 私のほうから1点だけ確認させていただきます。

356 ページ、諸収入の 2 項のところでは貸付金の元金収入であるのですが、これどこに貸し付けをしていて、それがこういった形で戻ってきているというふうに見受けられるのですけれども、まずどこにどの程度返済どうなっているのか、その辺をちょっとお答えいただければと思うのですが。

(365 ページの声あり)

(細川) はい。下から 2 つ目の貸付金の元金収入です。こちらのほうが予算立てはされているのですけれども、調定、収入何も入ってきていないというような状態だったので、まずこれどういった内容かということでお伺いをいたします。

(何事か声あり)

(細川) 何ですか。

(何事か声あり)

(下水道課長) こちらのほうは、融資あっせん制度があるのですが、そちらのほうの利用者がいない。一応予算のほうではいつもとっているのですが、利用者がいない場合はそのまま残るという形になります。貸付金元金収入。

(細川) 済みません。何に対しての貸し付けになってくるのですか。

(ちょっと済みません。探しますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 0 0 分)



(開議 午後 2 時 0 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) こちらのほうが水洗便所改造資金融資あっせん制度ということで、こちらのほうがいつも予算としてあります。そちらのほうの利用者がなかったことによります。

以上です。

(委員長) いいですか。

(はいの声あり)

(委員長) ほかに質疑はありませんか。いいかな。終結してしまつて。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よつて、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 53 号 平成 28 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よつて、議案第 53 号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 55 号 平成 28 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) それでは、毎回お伺いしていた内容がこちらの審査の意見書ですか、こちらで出ていたので、ちょっとこれを参考にしながらあわせてお伺いをしたいのですけれども、平成 7 年から 25 年かけて 32 年度の計画ということで予定をしているかと思うのですけれども、29 年 3 月末時点でまだ進捗が 50.3% というような状態の中で、全体の約 9 割弱の期間がもう過ぎている。そんな中でまだ進捗が半分程度というところで、費用的にもかなりしんどいというお話は毎年いただくのですけれども、今

後の計画というのはどのように修正をかけていっているのか。

また、元荒川……まず、そこまでです。そこまでお伺いさせていただきます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 事業費が厳しいという内容につきましては引き続きなのですけれども、国の補助金をいただきながら行っている事業ということもありまして、本来であれば社会資本のほうからお金を入れていただきながらやっていかなくはいけないところなのですが、東日本大震災や熊本地震なんかの影響を受けまして、復興財源に回ってしまってこちらのほうに余り入ってきていないということもありまして、なかなか補助金を使いながら事業を進めていくというのが苦しい中で、市のほうから入れていただいた単費などを使いながら事業のほうを進めているところなのですけれども、今現在今年度は都市計画道路の変更を予定しておりまして、今まで仮換地指定全域ができていなかったのですけれども、今回この都市計画道路を変更することによって、やっとなんか見直しができるような形になったものですから、来年度仮換地指定を全域できるように進めて、工事エリアを拡大した中で事業の進捗を図っていこうというふうに考えております。

(細川) そうすると、当初のこの計画というのは計画自体を見直すということは現状考えていないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 平成 21 年のときに当初南北幹線というレクサスとダイハツとの間を通っている道路があるのですけれども、それをアンダーで J R を越して富士見通線という形でやる、富士電機のほうに向かっていく道路を当初計画していたのですけれども、余りにも事業のほうのおくれがあったものですから、その辺の事業を進めるに当たって説明会を 21 年に開きまして、そのときにアンダーにかかる費用というのがかなりかかってしまうということと、現道を生かした区画整理を実施することで移転回避が当初は 315 件あったところを 150 の物件移転をなくすような形で進めることで事業費を削減して、早くにとという形で進めていたわけなのですけれども、なかなかその都市計画道路の変更というのが進められないまま現在に至ってしま

いまして、やっとならぬほうとその辺の協議が調って、今年度そちらの作業が進められるようになったものですから、今後は今までよりも工事箇所が広がっていただけるものですから、少し事業の進捗を図っていくために、また国のほうにも今まで以上に補助金をいただけるように努力していきたいなというふうに考えております。

（細川）あれいつでしたか。この3月か、去年のこの時期か、ちょっと定かではないのですが、元荒川の北側のほうをもうほぼほぼ完結をさせて、その後南側のほうに広がっていくというようなお話が……

（JR だの声あり）

（細川）JR でしたっけ。

（委員長）うん、JR。

（細川）JR を境にですか、というようなお話があったかと思うのですが、けれども、そちらのほうの計画というのは大筋変更はないのでしょうか。時期的なものであったりとか、あとその計画の範囲であったりだとか。

（都市整備部副部長）区域全体の変更はございません。その中で用途地域と都市計画道路の変更を今年度やって、所長がお話ししていただきましたように来年度中には仮換地の未指定区間を全部仮換地指定しますので、昨年までJR から 17 号側をメイン的にしようということで進めてきたわけですが、けれども、JR から元荒川が全く未施工の段階ですので、早期に来年度中に仮換地指定した後に工事用車両の工事用通路も含めて一時的には使用できなくなりますが、全体的な計画のできる場所を今後拡大していこうということで今進めておりますので、多少昨年度に比べて今年度はシフト、ちょっと施工区域を変えております。しかしながら、仮換地指定することによって施工区域がかなり広がるエリアになりますので、できることから少しずつやっていこうということで、今説明会、この間春先からこの8月にかけて地域の方々に説明を申し上げていますので、そういう意味からも約束守る意味ではある程度大きな範囲の中で整備を進めていこうということで頑張る予定ではあります。

（細川）そうすると、やっぱりそれ相応の費用もかかってくるかと思うのですが、けれども、そちらの確保見込みというのはいかがなものなのでし

ようか。

(都市整備部副部長) やはり財源が確保するのが厳しいというのはもう重々承知をしております。その中で先ほど決算の中でも保留地 12 画地の販売ができて、1 億数千万という歳入も得られています。やはり一番活用したいのは社会資本整備総合交付金なわけですが、あれは一つのパッケージになっていますので、現在の鴻巣全体の事業数々ある中で、再開発に正直なところ比重を置いているのは状況なのですが、今後ある一定程度再開発事業というのは先々お金がかかりますけれども、見えてきましたので、市の企画部と調整をとりながら、社会資本整備総合交付金のついた割合をなるべく北新宿の区画整理のほうに入れていくように、部長以下都市整備部としても働きをかけながら財源の確保に努めていきたいと思っております。

(細川) あと、こちらの工事が影響して残土の搬出だとか、そうしたのも量も減っているということで、大間の拡幅の工事だとか、あっちのほうも少しおくれが出ているよなんていう話が以前あったかと思うのですよね。違いますか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 1 9 分)



(開議 午後 2 時 2 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部副部長) 今のところ残土の利用目的はございません。

(細川) そうすると、あと南側のほうの今後の進捗、また計画等々なのですけれども、実際にこれ 32 年というのが 1 つ区切りとして期間設定していますけれども、これ現状どういう形でお考えなのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 事業計画は、平成 32 年度というふうな形になっておるのですけれども、今回見直しをして、事業計画のほうを変更していくわけなのですけれども、とりあえずは 34 年に延ばさせていただいて、その後それではちょっとで

きる可能性が少ないものですから、また延伸させていただくような形にはなると思います。南側につきましては、先ほど副部長のほうもお話ししていましたが、来年度仮換地指定を行うことによって工事エリアが広げることができますので、下水道や水道のほうとも協議をさせていただきながら、調整池をつくったりだとか、仮設道路をつくって残土の搬入をさせていただいたりだとかということで道路築造なども順次していくような形で考えております。

(細川) 28年度として予算確保の観点からもやっぱり保留地の売却とかというのかなり連動してきて、今後の整備費のほうにも回っていくかと思うのです。現状30年度で全て仮換地を終わらせて、整備をかけて、またそれを売却していくというような形になるかと思うのですが、その間のスパンというのがある程度期間も必要なかなとかって思ったりもするのですが、そういったところの費用的な補完は、恐らく計画はきちりとされているとは思いますが、どんな形で進めるのかお答えいただければと思います。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 保留地につきましては、毎年度計画的に販売のほうをさせていただこうというふうに思っておりますが、それとは別に、先ほどもご説明したように国から補助金をいただきながらやっていかななくてはいけないというところもありまして、要望をしながら努力していきたいというふうに考えております。

(細川) では、最後になるのですけれども、今年度末、また来年度末、その次ということで、年度末での基準等々でも構いませんので、今後の進捗として現計画で何%程度を見込んでいるのかということで、最後にお伺いしたいと思います。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時23分)



(開議 午後2時44分)



(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 先ほどのご質問についてお答えします。

施工期間につきましては、平成7年から平成32年というふうな事業計画になっています。現在、事業計画の変更を見込んでおりまして、先ほどもお話ししましたが、平成34年まで延伸するような形で考えております。現在事業の進捗が事業費ベースで50.3%ですが、今回予算の中でちょっと国費のつきが悪かったのですけれども、約53%ぐらいの延伸を予定しております。期間につきましては、先ほどもお話ししましたように事業計画上になってしまうのですけれども、34年度ということで、事業費的には100%になるような形での計算になっております。

(細川) そうすると、今年度は3%程度の進捗を図る、その後4年間に關しては100になるような事業計画を持っているという認識でよろしいですね。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) そのとおりでございます。

(細川) 先ほど事業費ベースでの進捗だということでお伺いしたのですけれども、資材の高騰もあれば減額も出るかと思うのです。その他、工賃だとか、やっぱり今2020年に向けてオリンピックまた東北の大震災のほうとかで大分工事費だとか資材関係が高騰しているというお話も耳にするところではあるのですけれども、そういったところも踏まえてやっぱり今の計画だという認識していいのですか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 現在実施計画につきましても作業をしておりまして、どれだけ費用がかかっていくのかというのを検討しているような状況ですので、現段階では34年度ということまでしか言えないような状況です。

(細川) あと、事業費ベースでの進捗に關してはよくわかったのですけれども、実際の工数とかで出した場合の進捗度合いというのは今どういった状況でしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 現在使用収

益ができていく状況が 29.5% というのが 29 年 3 月 31 日現在となっております。

以上です。

(細川) では、今後は費用に関して進んでいく過程というのは、費用、その割合から見たときには、格段に効率よく進捗が伸びていくと、実際にでき上がっていくと思ってよろしいのですか。

(都市整備部 副部長) 区画整理事業の場合、例えば毎年毎年同じ金額を投入していったからといって、事業費ベースの進捗率は上がっていくのですけれども、いわゆる面積というか、宅地ができていく部分の割合というのが、例えば調整池をつくる、池をつくらないと排水等ができませんので、その部分でお金を先にかけていけばいけないですとか、あとは新たな踏切の設置、新たなとか、2 つある踏切を 1 つにまとめて、広い踏切をつくることになりますので、そういった部分で要所要所となる工事を進めていった中で、先ほど所長のほうから言いました使用収益、もう既に地権者の方にお返しして、その方々が自分の土地として使えるような面積というのが、なかなかふえないときもあれば、数年後に一気にがっつとふえるときも出てくると思います。そういった中で、事業費での進捗及び使用収益が開始された面積での進捗、2 つでお見せしていくということになるかと思えます。

(細川) 実際にやっぱり市民の皆さんにご説明する上では、予算これぐらい投入しているので、もうほぼほぼ完了なのですよとか、そういったご説明の仕方も一つ、副部長今おっしゃったような形であるかと思うのです。そのほかに、とはいっても全然使われていないではないかというような方も中にはいらっしゃるのです。そういったところも踏まえて、では何をもって完了なのというお話になったときには、そのところの整備が全部終わって、あとはもう買ってもらえばいいですよという状態というのが、誰が見てもわかる 100% というふうな認識をするかと思うのです。ですので、いち早くそういった状態まで持っていただくと理想なのですが、なかなか国費のほうもつきが悪いとか、いろんな当初計画から変わっている部分もあるかと思えますので、そうい

ったところを市民の皆さんに丁寧にご説明しながら、この計画を進めていただければいいなと思っております。

以上で終わりにします。

（秋谷）毎回毎回聞いていると思うのですけれども、28年度12画地の販売だったと思うのですけれども、全部で何画地あって、現状何画地まで売れているのか、何か残が自動的に出ると思うのですけれども、一応その確認を。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）全部の画地数というのは、また大きな画地を割ったりするので、現状ではちょっとふえていってしまうとかというのがあるのですけれども、現段階では128画地を予定しておりまして、そのうちの48画地を売却しているような状況です。

（残りが80ということですねの声あり）

（秋谷）細川委員さんの質問と多少かぶるところもあると思うのだけれども、私的には残りの画地が順調に売れていただければもちろんいいと思っているのですけれども、最近市内の住宅事情を見ても、駅周辺はまだ買い手がついているようだけれども、少し郊外になると、ちょっと買い手がついていないようなところがよく見受けられるようになった気がするのです。問い合わせの状況とかはどうでしょう。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）現在販売しているところもあるのですけれども、そういったところにつきましても抽せんになる場所もありますし、形がちょっと悪いせいか、売れ残ってしまっているところもあるような状況なのですけれども、問い合わせにつきましては、何回かに1回、何か月間に1回とかになりますけれども、そういう土地ありますかという問い合わせがあったり、あと積水だとか、そういったメーカーのほうに情報を流して、そういったところから販売を促進していただいたりとかというような努力はさせていただいております。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 55 号 平成 28 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 55 号は原案のとおり認定決されました。

次に、議案第 56 号 平成 28 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) 29 年 3 月の末の時点で約 79% の進捗率ということなのですが、あと 3 年、こちらのほうでほぼ完了する見込みだと認識してよろしいのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 事業的には 32 年度を目標に終わらせるような形で考えているのですが、換地後の清算金の業務が残りますので、清算金につきましては原灌の関係からしますと、10 年の分割でという方もいらっしゃいますので、そういった関係で期間的に延びる場合もございます。

(細川) わかりました。

一応これも事業費ベースだと思うのですが、事業費 33 億に対して残り 2 割残っているということで、6 億 6,000 万ぐらいのまだ事業費を投入しないといけないのかなという認識なのですが、単年で今支出のほうは 1 億弱ですよ、昨年に関しては。ですので、今後 29 年、30 年、31 年、32 年とあるかと思うのですが、かなりボリュームを上げていかないと、もうそこに到達しないと思うのですが、今後の計画に関してどの程度の費用を投入していくのか、計画あればお答えいただければと思います。

(都市整備部 副部長) 現在 28 年度の決算ということで認定いただくわけですけれども、今年度大きな道路であります赤城台一共和線、3 工区目ということで、残り全区間整備を今発注をしております。また、県道鴻巣一羽生線に 1 件移転で同意をいただいたお客さんのほうが契約いただきましたので、その部分、特に今年度の支出は 28 年度の決算に比べるとかなりボリュームの多い今年度の事業になっています。この事業に関しましては、32 年度ということですので、ハードの面においては間違いなく 32 年度を終期として事業できる今計画でおります。

しかしながら、所長おっしゃいましたように、最後事業が終わっても清算業務が、事務的な部分が残るということは、事業完了後も引き続き清算業務が残るということですので、広田中央に関しては 32 年度に何が何でも終わらすという今現在のスケジュールの中で鋭意努力しているところでございます。

(細川) そんな中で、つくったはいいけれども、これを販売できないとやっぱり何の意味もないわけではないですか。実際に、区画数でもいいでしょうし、金額でもいいのですが、あとどの程度販売が残っているのか。この宅地に関しては、全てもう整備終わっているという認識でよろしいのですか、それともまだまだ宅地に関しても整備が残っているという認識でよろしいのか。

(都市整備部 副部長) 使用収益はもう 8 割ぐらいいっているのかな…… 8 割ですね。もう回収しています。売るというのは保留地のことだと思うのですが、先ほどの北新宿に比べて、かなり保留地の販売状況

が、年2区画ですとか1画地、そのような状況ですので、一番今頭を痛めているのは保留地の売却がどのような形でいくのかということで、北新宿同様に、区画整理事務所一体となっていていろいろなイベントにおいて宣伝をしたり、のぼり旗を立てて、なるべくお客さんに目に見えるような形での公売活動はしているのですが、一番今頭を痛めているのは保留地がいかにか売れるのかなということで、当然事業費の捻出にもなりますので、32年度までに残りの保留地が全部売れるのかというと、今の段階ではちょっと厳しいスケジュールになってきてしまうのかなと思いますけれども、面的な整備については32年度までに終わらせませけれども、その後保留地のあり方というものも清算業務とあわせて、ちょっと一つの大きな課題かなという認識は持っております。

(残件の声あり)

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 保留地全体の画地数は、とりあえず現段階では100を考えておりまして、現在29年3月31日現在で57画地を販売しているような状況です。

(細川) そうすると、約4割残っている。この4割というのは、もう既に外に出せるような状態になっているという認識でよろしいでしょうか。まだ手を加えないと、これは販売できないような状態なのですか。(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) まだ販売できないところもございます。販売できるところにつきましては、今年度も販売していく予定で考えております。

(細川) そうすると、残り何区画ぐらい整備を進めていく予定なのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 33区画まだ残っておりますので、そちらの部分を販売していくような形になっていくと思います。

(何事か声あり)

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 訂正させていただきます。43でした。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 0 7 分)

◇  
(開議 午後 3 時 0 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 現段階では 4 画地という形になっております。販売しているといいますか、整備して販売しているのが 4 画地で、今後順次整備し次第販売していくような形で考えております。

(細川) そうすると、39 画地に関しては、済みません、もうでき上がっているものという認識でいたのです、私のほうで。その整備の内容というのは、どういった内容がまだまだ残っているのですか。

(都市整備部副部長) 現在の区画道路、かなりの進捗ででき上がっています。しかしながら、新たに使用収益を開始して住宅を建てる権利者の方ですとか、集合住宅を建てる方だとかおりますので、ある程度土地の利用形態がはっきりしないまでは、防じん舗装といまして、碎石で路盤をつくって、油をまいて、その上に砂をまいた状態の道路がまだかなり残っています。最終的にその盤をとって、不陸整正をして、路盤転圧をしてから舗装かけるのですが、舗装までかけてしまうと後でまた切られたりしますので、見ばえがよくないということでそういう形態が多いのですが、一つのこういう街区がございます。その中でこういうふうには幾つかに切って画地を確定するわけですけれども、そういう部分で保留地エリアというのは決まっています。しかしながら、まだ街区が確定をして、その中の画地を確定して、面積を 150 平方メートルですとかとみんな決めますので、そういう測量的な作業は残っています。

それと、先ほど所長のほうから話しました 100 画地というのは、当初の事業計画の中での保留地個数なわけですけれども、現在 57 売れて、三、四画地が販売可能な状況ですけれども、最終的にこれは清算も含めてなのですが、事業が終わった段階で資金計画の見直しも当然しなくてははいけません。その中で、保留地現在 100 となっておりますが、最終的な清

算、資金計画の整理するときには、保留地の数が減る可能性もございます。現在の計画で 100 ですけども。そうしますと、あとまだ 30、40 の予定でいう保留地が残っておりますけれども、最終的な保留地というのは事業完了した時点で個数が確定すると思います。以上です。

(わかりましたの声あり)

(秋谷) ご説明の中だと、副部長のほうから何が何でもというお話があったのですけれども、大きい面的な整備というのは、ではもうほぼ完了したということでしょうか。

(都市整備部副部長) そういう形でご理解していただいていると思うのですが、1 件だけあかぎ公園側の一つの街区に 1 地権者がおるわけなのですが、その方と、自分が前市街地整備課長当時から何回もお邪魔しているのですけれども、なかなか喜怒哀楽のちょっと激しい人で、事業に賛同いただける気分のあるときもありますし、全く手の裏を逆さにしたような状況で、話に応じないという状況もございます。そこの権利者が同意いただければ全てが終わるということなのですが、鋭意様子を見ながら伺って、間をあけない程度につながりは持ちながら、最後の事業のエリアになってしまおうと思うのですけれども、32 年度を目標に今相手方の様子を見ながら進めているという状況です。

(秋谷) 本当わからないので教えてもらいたいのですけれども、万々が一ご同意が最終的に得られなかった場合というのはどうなるのですか。

(都市整備部副部長) あくまでも一般的な例でございますけれども、当然我々といたしましては、各地権者の方のご同意をいただいて施工していくわけなのですが、万が一最後までなかなか難しいときは、区画整理の手法の中で、施工者が直接施工するというような手法をとらざるを得ない可能性もあるかと思えます。また、各地ほかのところでは、そのような例でやっていることもありますので、最後の最後までご同意をいただけない場合は、状況によっては施工者の直接施工という手法になるかと思えます。

(秋谷) そうすると、施工者ということは市がということですよ。直



接施工をするということは、最終的に施工が終わって、それでもやっぱり清算は発生するわけですよ。当然道路であったり、減歩率の差し引きもあるのでしょうけれど、そういったときの清算金というのはやはりご同意いけなかった方にいってしまうものなのですか。

(都市整備部副部長) 直接施工の場合におきましても、最後の清算は通常と同じようなやり方になりますので、施工は同意なくやらせていただいて、全て清算金等の手続は通常と同じようなやり方になります。

(強制執行めいた感じの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 1 5 分)



(開議 午後 3 時 1 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 56 号 平成 28 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 56 号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 1 7 分)



(開議 午後 3 時 2 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 58 号 平成 28 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(秋谷) 本会議の最中でしたか、ページでいうところの多分 7 ページのところ、27 年度と 28 年度の差で、例えば 27 年度より 28 年度のほうが年間の配水量が減っているのにもかかわらず有収水量がふえているというのは、暦の関係と、あとは大きい会社さんのご都合だということは建設部長のほうからお話があったので、大まかにはわかっているのですが、大きい企業さんの動きというのはそんなにでかいあれだったのですか、内容的なものとして。

(水道課長) 今回具体的に名前を出してしまってよいのか、ちょっとあれなのですけれども、袋にありますシードさんが、あそこの会社は井戸水を持っていなくて、あくまで全部上水でやられています。今回 1 棟大きく拡張しまして、その分がふえたというところになるのですけれども、申しわけありませんが、ちょっと手持ちでどのくらいふえたかという数字ちょっと押さえていないので、申しわけないのですけれども、特にシードさんの場合には、もともとの取り出す口径というのも大きなメーターキーをつけていただいております、かなりの量を使っているというところはありますので、今回はやっぱりシードさんがふえたということで、我々にとっては大変うれしい話なのですけれども、大口使用者さんということで大量に使っていただいております。

(秋谷) これちょっと素朴な疑問なのですけれども、一番最初の 2 ページが、この概況ありますよね。業務の状況の中で、給水人口が 11 万 8,9

91人というところがちょっと疑問なのです。というのは、年度末の人口だと11万9,000人を超えていたと思うのですけれども、どうしてこの人間的な誤差が出るのでしょうか。

(水道課長) 鴻巣市の人口、11万9,000人ぐらいだとして、実際のところ、今水道の普及率というのが99.95%になっておりまして、実際その残りは何かということ、井戸水をお使いになられている方というのがまだ少なからずいらっしゃるということで、その差がどうしても出てしまいます。

(秋谷) ちょっとごめんなさい、ページ数があれなのですが、石綿セメント管の布設替えはたしか28年度で大まかに終わっていたと思うのですが、実際のところ、ほぼ完了という理解でよろしかったですか。

(水道課長) 委員さんおっしゃるとおりで、ほぼ完了に近いところまで来ております。実際のところ、28年度に約800メートルやらせていただきました。残が1,700メートル残っております。ただ、ここにつきましては区画整理事業地内、それとあと上尾道路ですとか、そういった都市計画道路の絡みで、取りつけ道路等の関係もありますので、ちょっと今手をつけた場合に、もしかしたらまた移設という可能性もあるので、今そちらの動きを見ながら今後進めていくというところで、実際のところはそういう他事業絡みを残してはもうほぼ終わったというところまで来ております。

(秋谷) ちょっとページがどこになるのかな……ちょっと説明の中で不思議だなと思ったのが、工事の内訳がありますよね、前のほうかな。

(6ページから10ページの声あり)

(秋谷) この中で、布設替えであるとか、新設であるとかあるのだけれども、先ほど説明があった石綿セメント管以外の配水管の布設替えというのは、主な理由というのは漏水ということでのいいのかしら。

(水道課長) 委員さんおっしゃるとおりでございます。

(秋谷) その漏水箇所というのは、件数も教えてもらいたいのですけれども、例えば工事後、要は布設してから何年間後に例えばそういう件数がふえるとかというデータってあるのですか。

(水道課長) 工事布設後に何年後というデータは特にはとってはいないので、今現在漏水しているのが多いのは、一番はオイルショック時代に伏せられた塩化ビニール管、それからポリエチレン管、その辺がやはり比較的漏水が多いのかなというふうに認識いたします。

(秋谷) そうすると、今後施設維持というか、布設を面倒見ていくときには、そういった古い塩ビ管なり何なりというところを計画的に手当てをしていくという考え方でいいのでしょうか。今のところはとりあえず石綿セメント管が終わったので、今後はそのメンテナンスにどんどん、どんどん入っていくわけではないですか。そうすると、浄水場であったり、あとは管のメンテナンスだと思うのですけれども、そういう考えでいいのかしら。

(水道課長) 委員さんおっしゃるとおりで、水道創設当時から伏せられている鑄鉄管という、今の鑄鉄管ではない昔の鑄鉄管というのはまだ残っておりまして、そこをやりながら、あとやっぱり委員さんおっしゃいました塩ビ管、それとポリエチレン管、そういったものを計画的にやっていくような形になります。

(秋谷) ちなみに、その鑄鉄管であるとか、塩ビ管であるとかポリエチレン管というのは、現在新しい部分というのは耐震性のあるやつにかわっているのでしょうかからいいとして、残としてどれくらいの総延長があって、例えば 28 年度みたいなペースでいくと、何年ぐらい更新にかかる期間というのは見込まれるものでしょう。

(休憩 お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 5 0 分)



(開議 午後 4 時 0 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) 大変申しわけありません。先ほどのご質問なのですけれども、今現在どのくらい残っているかというお話の中で、28年度に水道のほうのマッピングシステムを新しく再構築しまして、その中である程度

水道の固定資産台帳がございますので、それを見ながら今後どういう計画でやっていくのか、今どのくらい古いパイプがあってというのをマッピングの中からある程度数量を確定しまして、それを今後整備の中でやっていけるように進めていきたいと思えます。

（秋谷）さっきちょっと答えいただけなかったのだけれども、漏水の件数答えてもらっていいですか。もし過去の件数の推移とかも、わかればお答えいただきたいのだけれども。

（水道課長）漏水等の修繕工事の件数なのですけれども、28年度につきましては419件、27年度が494件、26年度につきましては516件という数字が出ているのですけれども、やはりこの辺の数字につきましては老朽化がやっぱりどうしても今進んでいる中で、一時的に27から28は下がったのかなというふうには思います。

今後管路の更新を進めながら、漏水の修繕、それと給水に関してもあわせて取りかえるような形ができればなというふうに考えております。

（秋谷）それで、先ほどマッピングシステムのお話をいただいたのだけれども、そのマッピングシステムというのは、当然こういう漏水箇所とかで部分的にかわっている、かわっていないと、全て落とし込んでいるという理解でいいのかな。つまりそのマッピングシステムにその都度その都度の工事箇所を全部ぶち込んでいくと、自動的にもう、要は不明なところがないような状態ができるという理解でいいのでしょうか。

（水道課長）委員さんおっしゃるとおりです。漏水修理、また本管のほうの工事をやった際には、図面等全部上がってくるのですけれども、それを2カ月に1回ないし3カ月に1回ぐらい業者さんのほうに来ていただいて、全部取り込むような作業を進めているので、クリックすれば、漏水修理してあるな、今こういうふうな形になっているなというのはいくら確認できるようになっております。

（秋谷）そうすると、最終的にマッピングシステムをある時点で全部整理して、今後の塩ビ管であるとかいろいろなものの整備のプランというものが、そう遠からずやっていく計画なり何なりというものがまた出てくるという理解でいいのでしょうか。

(水道課長) はい、おっしゃるとおりです。

(細川) 最終ページの引当金という部分なのですが、今回は貸倒引当金と賞与の引当金ということで、2項目出ているのですが、これ引当金、積み立ててあるのか、どういった原資が何なのかというのがちょっと不明なので、まずこの引当金に関して、ちょっとどういった態様でこの引当金を確保しているのかというところをお伺いしたいと思えます。

(水道課長) 貸倒引当金につきましては、28年度の貸倒引当金ということで90万4,858円ございますが、これにつきましては平成23年度の水道料金が、まず法人が休止しているもの、それとあと所在がわからなくなってしまった方、それとあと少額債権という形の中を、もう水道料金が取れないというのを今回ここで貸倒引当金、貸し倒れという形で損失する形でここに計上してあるものです。このお金につきましては、実際のところ、27年度の決算のときに既に組んであって、それを翌年度にプールしたというのとはまた違うのですけれども、予算措置としては28年のときにもう既にお金を用意してあって、それを今年度不納欠損という形で落とすというやり方が、企業会計はこういうやり方になってしまうのですけれども、これでここに1行載せているという形になるのです。

今年度、この28年度の例えば決算書でいいますと、29ページの一番下から4行目に貸倒引当金繰入額というのが48万5,858円、これ載せてあるのですけれども、これにつきましては29年度末、これ28年度の決算書なのですけれども、29年度末に徴収停止の見込み額というのの差額分、今回については差額になってしまうのですけれども、この分がここに入っているという、言葉でちょっとあれなのですけれども、前年度前倒しというのではないのですけれども、そういう形で計上しているのは貸倒引当金になっています。

(細川) そうすると、翌年度見込みとしてとれないもの、もしくは賞与として必要であろうという財源を、その落とす前年度に確保をして、それを翌年度に持ち越して精算するというような認識でいいですか。

(水道課長) はい、おっしゃるとおりです。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第 58 号 平成 28 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 58 号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第 59 号 平成 28 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) まず、2 ページのところに記載のある経理の状況の中で、一般会計の負担金というものと補助金というものと 2 つあるのですけれども、これどういう形で使い分けされているのかをちょっとご説明いただければと思います。

(下水道課長) 一般会計からの負担金と補助金についてなのですが、まず負担金というのは一般会計で負担しなければいけないお金ということで、主に雨水に係る経費というのは料金の収入等はございませんので、そういった形のものが負担金という形になります。補助金につきまして

は、それ以外のものについてが補助金ということになります。

（細川）そうすると、次 10 ページに移りたいと思います。会計の（2）で、企業債及び一時借入金ということで、残高だとか、あと本年の借り入れ償還等々記載があるのですけれども、今年度、28 年度として償還する金額として 12 億 5,000 万、また今度借り入れするほうとして 6 億 7,700 万、結構これ自転車操業的になっているなというふうに見えるのです。残額としても約 140 億程度残っているのですけれども、このあたり、やっぱりきれいに進めていくというような計画を立てていかなければいけないのかなと思うのです。まだまだ償還額のほうが多いというような状況であれば……済みません、ちょっと言い方変えます。償還額以上に借り入れをしなければいけないという状況であれば、非常にまずいなというふうに見えてくるのですが、その範囲の中で足らずを企業債を起こしてというふうに感じているところなのですけれども、これある程度、水道にしても、下水にしても、コストのかかるものだというのは認識しておりますので、ただやはり借り入れの状況としてどんどん減らしていく方向性というのも見出していかなければいけないのかなと思うのですけれども、今後のプランニングというか、計画的にどういう方向性でいくのかということではちょっとお伺いしたいと思います。

（下水道課長）委員さんおっしゃるとおりなのですが、この償還金については一応毎年少しずつは減ってきておりまして、右肩下がりで徐々に減ってはおります。それで、おおむね 10 年程度後の平成 37 年度末における起債の残高については約 78 億円になる見込みということは一応うちのほうで試算しております。ただ、今後新たな投資が必要になった場合はそうもいかないもので、今の状況のまま工事を進めていけば、そういう形になるということです。

（細川）平成 37 年で 78 億という、大分減っていくのだなというのが見通しとして立っているのは非常にうれしいところではあるのですけれども、今後、今新聞だとかテレビだとかでも老朽化の問題でどんどん入れかえが必要だと、耐用年数に対して、もう長期間使われているものが非常に多くあるというのも声高に叫ばれている中、順次入れかえも踏まえ



て動かれているというのは認識しているのですけれども、そうした費用の前倒しだとか、一気に老朽化が来てしまって、あっちこっちで火を噴いてしまう、水なのですけれども、火を噴いてしまうような状況というのも想定して動かれていると思ってよろしいですか。

(下水道課長) 委員さんのおっしゃるとおりなのですが、今後10年後を見据えた、今年度にちょっと発注したのですが、経営戦略の業務を発注しました。今後10年間こういった形で運営していくのがいいのかというのをこれから考えていく状況でございます。

(秋谷) ちょっとこちらの決算審査意見書のほうで、収益性のページは24ページの1立方当たりの使用料単価と処理原価の状況を見させてもらっているのですけれども、使用料の単価が0.1ではあるのですが、まずこの落ちた理由というのはおわかりですか。私わからないから聞いているので、もしわかれば。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時38分)



(開議 午後4時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) 先ほど使用料単価なのですが、23ページにあります下水道使用料から、18ページにあります年間有収水量を割る形で単価を出しておりまして、その端数が出ているものです。

(秋谷) そうすると、お伺いしたいのは、例えば年間でいう有収水量はふえていますよね。下水道の使用料もふえているではないですか。スケールメリットというものが本来どんどん、どんどん大きくなれば、利益率というか、ここでいう経費の例えば回収率というのは上がるように思うのですけれども、そういうものではないのですか。

(利益が上がるの声あり)

(秋谷) 単純にいうと、使用料の単価は落ちている。だから、それに合わせて当然経費の回収率も落ちてしまっているのですけれども、そうするとどんどん、どんどん持ち出しが今後、下水道の区域が広がれば広が

るだけ行政の持ち出しというか、マイナス、回収率が悪くなってくるということになるのですか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 4 6 分)



(開議 午後 4 時 4 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) 今回の使用単価につきましては、一般家庭がふえると、単価のほうが大口さんとは料金体系が違うために下がってしまうという現象が起きてしまうということです。若干です。この0.1ポイントなのですが、下がってしまうという現象です。

(秋谷) そうすると、繰り返しになりますけれども、経費の回収率自体はどんどん、どんどん落ちていくと。何が言いたいかというと、今後は例えば常光のほうを今面整備終わったところでしたか、たしか上谷のほう。それで、今度は暫定逆線引き地域のほうをだんだん、だんだん整備が入っていくということになれば、あちら側にもどんどん、どんどんコストをかけていくわけだけれども、基本的に一般家庭の方の張りつきが多くなってくるのでしょうから、そうすると投下するのに回収する時間的なものというのはさらに倍々でかかっていくというような理解になってしまっているのかしら。倍々とまではいかないでも、料金の値上げでもない限りは、基本的に回収が追いつかない。例えば先ほど企業債が減ってくるみたいな話がありましたけれども、返還をしていくということは、経費がどんどん回収できなければ減らないわけでしょう。

(下水道課長) 投下した資金に対してそれが回収できるかというお話なのですけれども、そもそも下水道の投資に関しては利益を投資しているというよりは、補助金とか負担金、その他そういうものを入れて整備しておりますので、一概に全てを入れたからその分を回収しなければという話にはならないのかなとは思いますが。一応下水道の目的としては市街化区域の、こちらの趣旨にも書いてあるのですけれども、水質保全とい

うことを目的としていますので、必ずしも投下した金額イコール回収という形にはならないと思います。

(秋谷) 今後追いかけてこです。要は最初に整備していったもののメンテナンスが始まるまでの間に、新しく新規で整備していかないエリアがありますよね。何年スパンぐらいで、要は最初に戻るのでしょうか。最初に整備したものに、要はメンテナンスに入る期間というのは、今の流れというところぐらいなものなのでしょう。

(下水道課長) 今一応市街化区域、全体計画というのはもっと広いのですけれども、市街化区域を全て100%に近づけようという形で整備をしております、一応平成37年に完了する予定です。それを過ぎますと、今度は今まで最初に入れたものが耐用年数約50年と言われていいますので、50年たってきますと、その順番でやっていくと、ちょうどピークのときが来てしまうので、それをストックを平準化するような作業がこれから必要になってくるのかなというふうに考えています。

(秋谷) ちょっと教えてもらいたいのが、この27ページに流域下水道の維持管理負担金というのがありますよね。汚水処理費の話なのですが、1立方当たり38円。この足立北部というか、このエリアの、要は処理費単価がこれだ。要はほかの地域との比較というのは、もしわかればお答えいただきたいのだけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時53分)



(開議 午後4時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) 今手元に資料がありませんので、後で後日資料のほうを提出したいと思います。

(秋谷) いつもお決まりのように聞いていますが、32ページの西部第3排水区の雨水整備なのですけれども、今年度は学校通りと言われるところまで、たしか工事が行っていたかな。この夏、大雨が降る前というか、雨季の前には行っていたと思うのだけれども、その計画の進捗ぐあいと

いうのは、残りのあと3年というのは変更がないでしょうか。その点の確認を。

(下水道課長) 昨年度の工事は一応繰り越し工事となって、7月の段階で完了しております、今年度もまた引き続き発注しております、一応その後2年間で行う、30年度を完了の予定としているのは変わりはないです。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時56分)

---

(開議 午後4時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) お答えいただいたので、これで了解で終わりです。

(細川) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時58分)

---

(開議 午後5時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(細川) 今の発言、削除をお願いします。

(委員長) 削除についてはご了承願います。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 59 号 平成 28 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 59 号は原案のとおり可決及び認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

次に、まちづくり常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。

まちづくり常任委員会の視察研修について、日程は平成 29 年 10 月 18 日水曜日から 20 日金曜日の 3 日間、視察先、視察項目については、湖南省「立地適正化計画について」、草津市「自転車の安全で安心な利用に関する条例とその取り組みについて」、岩倉市「岩倉市デマンド型乗合タクシー「のり愛い～わ号」について」とし、実施したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、まちづくり常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べましたとおり行うことに決定しました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 5 時 0 4 分)